

大学入試のあり方に関する検討会議 提言

大学入試のあり方に関する検討会議

令和3年7月8日

目次

本検討会議の設置の経緯と審議の経過	- 1 -
第1章 大学入学者選抜のあり方と改善の方向性	- 2 -
1. 大学入学者選抜に求められる原則	- 2 -
2. これまでの教訓を踏まえた大学入学者選抜の改善に係る意思決定のあり方	- 4 -
3. コロナ禍での大学入学者選抜をめぐる状況変化	- 6 -
4. 入試システム全体に目配りした総合的な検討の重要性	- 8 -
第2章 記述式問題の出題のあり方	- 10 -
1. 記述式問題の意義・必要性	- 10 -
2. 大学入学共通テストへの記述式問題の見送りの段階で指摘された課題	- 11 -
3. 記述式問題に関する出題の実態や大学の意見	- 12 -
4. 記述式問題の出題推進の考え方	- 14 -
5. 記述式問題の出題の推進策	- 15 -
6. 高等学校・大学における教育の充実	- 17 -
第3章 総合的な英語力の育成・評価のあり方	- 19 -
1. 総合的な英語力の育成・評価の意義	- 19 -
2. 「大学入試英語成績提供システム」の見送りの段階等で指摘された課題	- 21 -
3. 英語資格・検定試験の活用の実態や大学の意見	- 23 -
4. 総合的な英語力評価の推進の考え方	- 25 -
5. 総合的な英語力評価の推進策	- 27 -
6. 高等学校・大学における総合的な英語教育の充実	- 29 -
第4章 地理的・経済的事情、障害のある受験者への合理的配慮等への対応	- 32 -
1. 現状と施策の基本的な方向性	- 32 -
2. 大学入学者選抜の受験機会における地理的・経済的条件等への配慮	- 33 -
3. 障害のある受験者への合理的配慮の充実	- 36 -
第5章 ウィズコロナ・ポストコロナ時代の大学入学者選抜	- 37 -
1. 令和6年度実施の大学入学者選抜に向けて	- 37 -
2. 秋季入学等の学事暦・修学年限の多様化・柔軟化に対応した大学入学者選抜のあり方	- 39 -
3. 総合型選抜・学校推薦型選抜の推進	- 40 -
4. 大学入学者選抜におけるデジタル化の推進	- 41 -
5. 大学入学者選抜の改善に係る実施・検討体制	- 43 -

本検討会議の設置の経緯と審議の経過

- 本検討会議は、令和元年11月、12月に発表された「大学入試英語成績提供システム」及び大学入学共通テストにおける国語・数学の記述式問題の導入見送りを受け、大学入試における英語4技能の評価や記述式問題の出題を含めた大学入試のあり方について改めて検討を行うために、令和元年12月に文部科学大臣の下に設置された¹。
- 会議のメンバーは、大学入試や高等教育政策、国語・数学・英語の教科教育や学習評価、特別支援教育、子どもの貧困対策等の専門家を含む11名の有識者委員、国公私立大学、国公私立高等学校、高等学校PTAの関係団体から推薦された7名の団体代表委員から構成され、オブザーバーとして大学入試センター理事長が参画した。そして、①英語4技能評価のあり方、②記述式出題のあり方、③経済的な状況や居住地域、障害の有無等にかかわらず、安心して試験を受けられる配慮、④その他大学入試の望ましいあり方をテーマとして、令和2年1月の初回以来、およそ月2回のペースで精力的に議論を行ってきた。
- また、会議発足後、新型コロナウイルスの感染拡大が、学校教育や大学入試にも大きな影響を与える事態となったことを踏まえ、ウィズコロナ・ポストコロナ時代の大学入学者選抜のあり方についての議論も併せて行った²。
- 審議に当たっては、会議を公開するとともに、外部有識者からのヒアリング（現役高校生・大学生、現職教員を含む様々な立場の有識者39名から意見聴取）、初の取組となる選抜区分ごとの詳細な大学入学者選抜の実態調査（令和2年7～9月実施、計48,843選抜区分）や全大学・全学部へのアンケート調査（令和2年7～9月実施、回収数：719大学、2,338学部）、広く国民からのWebによる意見募集（令和2年8～9月実施、669件の意見）等の結果を踏まえつつ、過去の問題点の分析と今後に向けたあり方の検討を両輪としながら、議論を行ってきた³。
- この度、計28回に及ぶ審議の結果を基に、次のとおり提言として取りまとめた。今後、文部科学省においては、本提言の内容を十分に踏まえ、令和6年度に実施される新学習指導要領に対応した最初の大学入学者選抜に係る予告の策定をはじめ、高大接続の関係施策の改善に生かすとともに、施策の実施状況をフォローアップし、新たに設けられた常設の会議体（大学入学者選抜協議会）に報告願いたい。また、本検討会議において中長期的な課題と整理したものについては、当該会議体の中で継続的な検討を求めたい（第5章5.（5）参照）。
- 「大学入試英語成績提供システム」及び大学入学共通テストにおける記述式問題の導入見送りについては、外部弁護士の協力を得て行った過去の検討経緯の整理・検証を踏まえ、そこから得られる教訓を基に大学入学者選抜に係る意思決定のあり方を議論した。文部科学省においては、今回の事態が受験者等に与えた影響を真摯に受け止め、提言に盛り込んだ大学入学者選抜に係る意思決定のあり方に示された諸観点については、今後、広く他の施策においても生かされることを強く求める。

¹ 「大学入試のあり方に関する検討会議の開催について（文部科学大臣決定）①」（参考資料2-1 大学入学者選抜関連基礎資料集 第1分冊（以下「参考資料2-1」という。）・4頁）、「大学入試のあり方に関する検討会議（第1回）（令和2年1月15日）萩生田文部科学大臣の冒頭挨拶」（同・6頁）、「大学入試のあり方に関する検討会議（第2回）（令和2年2月7日）萩生田文部科学大臣の挨拶」（同・7頁）

² 「大学入試のあり方に関する検討会議の開催について（文部科学大臣決定）②」（参考資料2-1・5頁）、「今後の会議の進め方」（同・9、10頁）

³ 「大学入試のあり方に関する検討会議 開催経緯（各回の主な議題）」（参考資料2-1・11～13頁）

第1章 大学入学者選抜のあり方と改善の方向性

1. 大学入学者選抜に求められる原則

大学入学者選抜のあり方を検討する上では、我が国において大学入学者選抜に求められている原則的な考え方を改めて整理・確認しておくことが重要である⁴。

なお、大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与することを使命とする機関であり、こうした大学の基本的な目的の下に大学入学者選抜やその改善が位置付けられ、議論されるべきであることは改めて強調しておきたい⁵。

原則①：当該大学での学修・卒業に必要な能力・適性等の判定

- 大学入学者選抜は、各大学が各々の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）や教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を定めて行うものであり、当該大学で学び、卒業するために必要な能力・適性等を評価・判定することを目的とするものである。
- このため、大学入学者選抜がその役割を十全に果たすためには、これらの3つのポリシーを具体的かつ明確に示し、その連動性を強化することが重要となる。また、特に学力検査においては、志願者の中から、当該大学の求める能力・適性等を有する者をできるだけ正確に判定し、選抜するための要件（信頼性、妥当性、識別力）を備えることが重要となる。
- 18歳人口の減少をはじめ、近年の大学入学者選抜を取り巻く環境の変化の中で必要な能力・適性等の評価を行うに当たっては、選抜という視点に加え、大学と入学者との望ましいマッチングを図るという視点も一層重要であり、こうした観点からも各大学において3つのポリシーを具体的かつ明確に示し、その連動性を強化することの意義は大きい。
- このように、大学入学者選抜は各大学のポリシーに基づく選抜という特質があることから、我が国における大学入学者選抜の内容・方法を定める責任主体は各大学であり、各大学が主体的に入学者選抜を実施するものとされている。その一方、個別入試の集合体としての大学入学者選抜全体のあり方が高等学校以下の教育に大きな影響力を有すること、大学が共同して実施する大学入学共通テストが重要な構成要素となっていることなど、大学入学者選抜が公共的性格も有していることを踏まえ、文部科学省がコーディネーターとしての役割を果たし、大学入試センターや大学・高等学校双方の関係団体と連携・協議し、一定のルールをガイドライン（大学入学者選抜実施要項等）として定め、適切な実施や選抜方法の改善等を促すことが重要である。

⁴ 「大学入学者選抜に求められる原則について」（参考資料2-4 大学入学者選抜関連基礎資料集 第4分冊（以下「参考資料2-4」という。）・20頁）

⁵ 「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」（教育基本法（平成18年法律第120号）第7条第1項）、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」（学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条第1項）

原則②：受験機会・選抜方法における公平性・公正性の確保

(形式的公平性の確保)

- 大学入学者選抜の結果が当事者である受験者をはじめ、社会から信頼されるものであるためには、受験機会や選抜方法における公平性・公正性の確保が重要である。具体的には、同一選抜区分においては、公平な条件での実施（形式的公平性の確保）が不可欠である。同一日・同一試験問題による学力検査の結果による選抜はこの要件を満たすものであるが、そのみが公平・公正な選抜であるということではない。選抜基準を明確にすることにより公平性・公正性を確保した上で、一般選抜のみでなく、総合型選抜や学校推薦型選抜等を含め、選抜方法、評価尺度の多様化を進め、志願者の能力、適性等を多面的・総合的に評価することが重要である。
- 具体的には、試験時間や試験環境の斉一性はもとより、正確な採点や試験問題の漏えいの防止等を含め、全体として公平・公正な手続に基づく合否判定が行われることが不可欠である。特に、試験問題の作成や採点をはじめとした試験実施業務において、外部の機関や専門家の協力を得ることについては、機密性・中立性や利益相反の観点から疑義を持たれないような仕組みを十分慎重に構築して行うことが不可欠である。このことは受験生が安心して受験できるようにするための重要な前提である。
- こうした観点からすれば、合否判定の方法や基準、試験問題やその解答、解答例・出題の意図、受験者数・合格者数・入学者数をはじめ、入試に関する様々な情報は適切に公表されていることが必要である。

(実質的公平性の追求)

- 形式的公平性の確保とともに重要なのは、地理的・経済的条件に配慮した受験機会の確保や、障害者差別解消法の規定に基づく障害のある受験者への合理的配慮の充実、多様な背景を持つ学生の受入れへの配慮など実質的公平性の追求である。これらの具体的内容を一律に定めることは難しいが、各大学において、それぞれの実情に応じてこうした考え方を加味し、積極的な取組を行うことが求められるとともに、国は様々な施策を講じていく必要がある（大学入学者選抜をめぐる地理的・経済的事情への配慮等については第4章で詳述する。）。

原則③：高等学校教育と大学教育を接続する教育の一環としての実施

(高大の円滑な接続)

- 大学入学者選抜は各大学が責任を持って主体的に実施するもの（原則①）である一方、高等学校以下の教育課程や指導方法に与える影響が大きいことから、それらの発展の障害とならないよう、高等学校教育を尊重する観点から種々の配慮を行うことが重要である。このため、学力検査については、高等学校学習指導要領に準拠し、いたずらに難解な問題を出題しないような配慮が求められてきた（いわゆる難問奇問の排除）。
- また、新学習指導要領の実施に当たり、高校教育関係者が一丸となって、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を通して、生きて働く知識・技能の習得や未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等の涵養^{かん}を目指す⁶教育改革を推進しており、こうした高等学校学習指導要領の考

⁶ 「高等学校学習指導要領（平成30年告示）第1章総則」参照

え方と齟齬^{そご}を来すことのない選抜に改善していく必要がある。入試改革に過度に期待することは適切ではないが、高等学校以下の教育に望ましい影響やメッセージを与え得る大学入学者選抜に改善することは重要である。

(入学志願者への教育上の配慮)

- 大学入学者選抜は、各大学が入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づいて自らの責任で実施することが基本（原則①）であるが、受験者にとっては、その準備に相応の時間や様々な努力、負担を要するものである。このことを踏まえれば、合格に向けてどのように取り組めばよいか明確で、努力が報われるものであることが重要である。
- このため、特に大学入学共通テスト及び各大学の個別学力検査において課す教科・科目の変更等が入学者の準備に大きな影響を及ぼす場合には、少なくとも2年程度前には予告・公表することとされている。そうした変更に影響を与える政策決定を行う場合には、更にその1年程度前に予定の通知が行われてきている。その他の変更についても、入学志願者への教育上の配慮の観点から可能な限り早期の周知に努めることが重要である。また、大学・高等学校関係者の合意によって決められた入試日程や学校推薦型選抜の募集人員の割合は遵守されるべきである。

今般の大学入学共通テストへの記述式問題の導入や「大学入試英語成績提供システム」の導入が見送りに至った段階で指摘された課題については、第2章及び第3章で詳述するが、それらは、ここで整理した諸原則に関わる懸念や不安を指摘するものが多かった。

例えば、記述式問題の導入において、採点者の確保など採点の質に関する不安が指摘されたこと、「大学入試英語成績提供システム」の導入に関わって、地理的・経済的事情や障害のある受験者への配慮が不十分であるとの指摘や、目的や内容の異なる資格・検定試験を大学入学共通テストの枠組みで活用することへの懸念の指摘があったことは、原則②（受験機会・選抜方法における公平性・公正性の確保）との関係で課題が大きかったと言える。

また、「大学入試英語成績提供システム」において、英語資格・検定試験の日程、会場、各大学の活用予定等に関する情報提供に遅れが生じたことなどは、原則③（高校教育と大学教育を接続する教育の一環としての実施）における「入学志願者への教育上の配慮」の観点で課題が大きかった。

次章以降で、今後のあり方について提言するが、大学入学者選抜のあり方を検討する際には、ここで整理した大学入学者選抜の原則を踏まえて議論を行うことが重要である。

2. これまでの教訓を踏まえた大学入学者選抜の改善に係る意思決定のあり方

本検討会議では、外部弁護士の協力の下、中立性を確保して行われた「英語民間試験活用及び記述式問題の導入に係る過去の検討経緯の整理」や外部有識者からのヒアリング等を踏まえて、過去の検討経緯について議論を行ってきた。これらの経緯の検証から得られる教訓を踏まえれば、今後の大学入学者選抜に係る意思決定に当たっては、以下の観点到に留意することが必要である。

(1) 議論の透明性、データやエビデンスの重視、多様な意見聴取

- 大学入学者選抜は、受験を間近に控えた高校生のみならず、既卒者、社会人、幅広い年齢層の子供やその保護者の行動や選択にも影響を及ぼすものであり、大学入学者選抜に関する政策決定の影響は広範で大きい。また、受験者の立場からすれば大学入学者選抜はその後の進路に大きな影響を与えるものと認識されており、その見直しは、受験者をはじめ社会の広範

な理解を得て行うことに留意が必要である。

- そのような観点から、見直しの大きさや影響力に応じて、見直しの前提となる現状や課題に関する実態把握を十分に行うこと、議論の透明性の確保に留意すること、政策の推進に慎重な立場の者の意見や当事者の懸念を考慮すること、地域格差や経済格差、障害のある受験者への配慮をはじめ¹。で述べた原則との整合性の確認を十分に行うことなどが重要となる。
- 国における大学入学者選抜に係る意思決定に当たっては、大学・高等学校関係者との協議を踏まえることを基本とし、実証的なデータやエビデンスに基づき、専門的・技術的な知見や幅広い関係者、当事者の意見に耳を傾けつつ、見直しに伴う負担と得られる成果の比較衡量も加味した慎重な検討を行うことが重要である。その際、国立・公立・私立といった設置形態の特性・相違点を含め、大学入学者選抜に関する詳細な実態調査や、関連の研究成果等の把握を行い、それらを踏まえること、施策決定後にも実証的なデータ等に基づいた改善を行えるよう、あらかじめ施策の成果検証の計画を含めた検討を行うことも重要である。また、個別の試験実務を踏まえた議論を行う場合は、機密保持の必要性から一定の制約は生じ得るものの、全体の検討過程については可能な限り透明性を確保し、国民の理解を得ながら結論を導き出すことが重要である。

(2) 実現可能性の確認、工程の柔軟な見直し

- 大学入学者選抜は、受験者一人一人の進路に大きな影響を与えるとともに、高等学校以下の教育課程や指導方法にも影響を与えるものと認識されている。このため、大学・高等学校の関係者が理念や方向性を共有しながら必要な改善を図っていくことが重要である。
- また、大学入学者選抜には、¹。で述べたように満たさなければならない複数の重要な原則があることや、多くの選抜区分が相互に重複・近接した日程の下で実施されていること等から、その見直しが受験者や高等学校に与える影響を様々な角度からの吟味することが必要である。
- こうしたことから、意思決定に当たっては、理念や結論が過度に先行し、実務的な課題の解決に向けた検討が不十分にならないようにする必要がある。的確な現状分析に基づいて改革の理念や方向性を定めた上で検討を進めるとともに、実務的な実現可能性を常に確認し、課題の解消が難しいと判断される場合は工程を見直したり、他の方策の適否を検討したり、必要な場合は理念まで再度遡って検討したりするなど柔軟な姿勢で臨む必要がある。

(3) 高等学校教育から大学教育までの全体を視野に入れた検討の必要性

- 高大接続改革は、我が国の将来を担う若者が未来を切り拓くために必要な資質・能力の育成を目指して、高等学校教育改革、大学教育改革、その間をつなぐ大学入学者選抜改革を一体的に推進しようとするものであり、こうした理念を踏まえれば、大学入学者選抜のみではなく、高等学校教育から大学教育までを含む全体を視野に入れた検討が必要である⁷。
- 大学入学者選抜は、国公立大学の一般選抜においては、大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度の評価を行う大学入学共通テストを一次試験と

⁷ 「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について（第十二次提言）」（令和3年6月3日教育再生実行会議）（参考資料2-1・25～27頁）

して実施し、二次試験に当たる個別試験は、大学や専門分野の特性等に応じ各大学が実施するのが基本となっている。また、私立大学の一般選抜においては、各大学の方針等により、個別試験のみ、大学入学共通テストのみ、その両方を課すといった多様な選抜を各大学が実施している。

- このうち、大学入学共通テストは 50 万人以上の志願者が一斉に受験するものであり、極めて高いレベルの公平性が求められる。また、限られた入試日程の中で、大量の答案を正確に採点し、迅速に各大学への成績提供を行わなければならないといった制約がある。
- 他方、各大学の個別試験はそれぞれの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、当該大学の志願者を対象に実施するものであり、各大学の判断で様々な工夫を出題内容に加えることができる。とりわけ、今回実施した令和2年度大学入学者選抜の実態調査によると、総合型選抜や学校推薦型選抜による入学者の占める割合が、国立大学では 16.8%、公立大学では 28.1%、私立大学では 55.2%まで増加しており、こうした選抜においては、一般選抜ほどは日程上の制約が大きくなり、時間を掛けた丁寧な選抜が可能である⁸。
- さらに、望ましい能力・適性の全てを大学入学者選抜で問おうとすることは現実的ではない。大学入学者選抜で問うべきことと、高等学校教育で身に付けるべきこと、大学入学後の初年次教育等で対応すべきこととの役割分担の必要性に留意が必要である。
- これらを踏まえ、改革の目的実現のための具体策の検討に当たっては、大学入学共通テストと個別試験との役割分担、総合型選抜・学校推薦型選抜の更なる充実の可能性や大学入学後の教育等との役割分担に関する議論を十分に行うとともに、大学入学者選抜のみならず、高等学校教育から大学教育までの全体を視野に入れた改善の提案を行うことが必要である。

3. コロナ禍での大学入学者選抜をめぐる状況変化

従前より大規模災害等の不測の事態が発生した場合の対応については課題とされてきたが、令和2年春以降の新型コロナウイルスの感染拡大は、大学入学者選抜の実施に大きな影響を及ぼすこととなった。今後の大学入学者選抜のあり方の検討に当たっては、こうした状況の変化を踏まえることが不可欠になっている。

(1) 大学入学共通テストの重要性の高まり

- 令和3年度大学入学者選抜においては、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、県境を越えない会場で、大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度の評価を行うことができる大学入学共通テストが我が国の大学入学者選抜のセーフティネットとして重要な役割を果たしていることが改めて認識され、その安全かつ確実な実施の重要性が多くの関係者から指摘された。

(2) 面接試験等におけるオンライン化の進展

- 県境を越える移動を可能な限り低減させ新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、文部科学省は、各大学に対して、総合型選抜・学校推薦型選抜等において ICT を活

⁸ 「入試方法（国公私・入学者数別）」（参考資料3 大学入学者選抜における英語4技能評価及び記述式問題の実態調査の結果（以下「参考資料3」という。）・30頁）（当該実態調査においては、大学（専門職大学を含み、短期大学（専門職短期大学を含む。）を含まない。以下同じ。）

用したオンラインによる個別面接やプレゼンテーション、大学の授業へのオンライン参加とレポートの作成、実技動画の提出などの工夫を求めたところであり、実際に面接試験等をオンラインで実施する学部が、総合型選抜で19.1%、学校推薦型選抜で18.4%に上った⁹。

- 入学志願者による利用環境の差異や技術的な不具合の発生時の対応等の配慮が不可欠ではあるものの、コロナ禍が収束した後も、地理的・経済的事情への配慮の観点から、オンライン化を適切に推進することは有効な手段であるとの指摘が多い。

(3) 緊急時に入試日程等を協議する仕組みの強化の必要性

- 大学入学者選抜の日程や留意事項等については、従来、毎年度、高等教育局長によって招集される「大学入学者選抜の改善に関する協議」の合意を踏まえて、大学入学者選抜実施要項の通知を行ってきた。コロナ禍での令和3年度大学入学者選抜においても、同様に協議の場が設けられ、大学入学共通テストの実施日程や個別試験における配慮事項等について一定の合意がなされた。
- 他方、この協議の過程を通じて、緊急事態における機動的な協議を可能とする観点からの会議体の常設化、協議のプロセスの透明性の確保、構成メンバーの代表性の明確化の必要性等を指摘する声が多く出された。

(4) 大学入学者選抜に活用される資格・検定試験の安定的実施の課題

- コロナ禍においては、大学入学者選抜に活用が予定されていた英語資格・検定試験において、一時期、中止や延期をせざるを得ない状況が生じた。これに対し、受験者や高等学校から、資格・検定試験の受検機会の確保を求める声が出されるなど、その安定的な実施が課題となった。

(5) 秋季入学等の入学時期弾力化への対応の必要性

- コロナ禍において、令和2年度には、一斉臨時休業の下での授業の遅れに伴う失われた学びの時間を取り戻すとともに、我が国の教育システムのグローバル化等の観点から、初等中等教育段階を含め、国全体で秋季入学制に移行することの是非が議論となった。種々の困難性からこの案を直ちに導入することは見送られたが、教育再生実行会議において、ポストコロナ期における新たな学びのあり方について検討する中で議論されることとなった。
- 高等教育段階においては、学年の始期と終期を学長が定めることが制度上既に可能となっているが、同会議において、ニューノーマルにおける高等教育の姿を実現する方策の一つとして、国際化を通じた教育研究力の向上やキャリアパスに応じた多様な学びの実現の観点から、秋季入学や4学期制など学事暦・修業年限の多様化・柔軟化を図ることなどが提言¹⁰されたところであり、それらに対応した大学入学者選抜のあり方について検討する必要があるとの指摘があった。

⁹ 「オンラインを活用した入試の実施内容」(参考資料4 新型コロナウイルス感染症に対応するための個別試験におけるオンラインの活用 (以下「参考資料4」という。))・2頁

¹⁰ 「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について (第十二次提言)」(令和3年6月3日教育再生実行会議) (参考資料2-1・25~27頁)

4. 入試システム全体に目配りした総合的な検討の重要性

大学入学者選抜の改善に当たっては、一般選抜の改善や大学入学共通テストの改善に過度に偏ることなく、一般選抜と総合型選抜・学校推薦型選抜との役割分担、大学入学共通テストと個別試験との役割分担を踏まえた総合的な検討が重要である。

(1) 一般選抜と総合型選抜・学校推薦型選抜との役割分担

- 限られた時間で学力検査を中心に多数の受験者の合否判定を行う一般選抜と比較して、総合型選抜・学校推薦型選抜は、時間と労力を要するものの、より丁寧で多面的・総合的な選抜に向いているほか、採点に時間の掛かる選抜方法（面接、口頭試問、小論文試験をはじめとする高度な記述式問題の出題等）も実施しやすい等の利点を有する。
- また、多様な価値観を持つ多様な人材が集まり新たな価値を創造するキャンパスを実現する観点からも、多面的・総合的な選抜の果たす役割は大きい。特に、我が国の大学のグローバル化の中で求められている秋季入学の導入等の入学時期の弾力化への対応については、多様な学生の受入れ等の観点から、学力検査を中心とする通常の一般選抜ではなく、柔軟な対応が可能な総合型選抜・学校推薦型選抜を活用する意義が大きい。
- さらに、総合型選抜・学校推薦型選抜は、選抜時期の分散や面接等のオンライン化も可能であり、同一日に一斉に実施される一般選抜と比べ、感染症のまん延のような事態や大規模自然災害への耐性が高く、受験機会の複数回化にも資する。公平性・公正性の確保に十分留意した上で推進すれば、我が国の入試システム全体の安定性や柔軟性を高める観点からの意義は大きい。

(2) 一般選抜における大学入学共通テストと個別試験との役割分担

- 大学入試センターが大学と共同して実施する試験¹¹は、利用大学の増加や志願者が50万人以上に上ること等からこれまでも高い社会的関心を集め、重要な役割を果たしてきたが、今般のコロナ禍においては、我が国の大学入学者選抜におけるセーフティネットとしての役割が改めて認識された。このようなことや大規模自然災害発生の可能性等を踏まえれば、大学入学共通テストについては、大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度の評価を主たる機能と捉え、テストの質を維持した上で、安定的で確実な実施を一層重視する方向で改善していくことが適当である。
- これに対して、各大学の個別試験は、各大学の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、各大学が自ら実施する試験であるという特性を生かし、当該大学が必要とする能力・適性等の評価を一層重視する方向で改善を図っていくことが適当である。その際、入学後に必要な能力・適性等の測定に必要な場合は、各種の資格・検定、大会・コンテストの結果等の適切な活用を検討していくことが適当である。

以上のことを踏まえ、大学入学者選抜の改善については、異なる選抜区分が持つ意義や特性、大学入学共通テストと個別試験との関係や大学入学者選抜と入学後の教育との役割分担の視点を踏まえた検討を行う必要がある。また、各大学においては、各々の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、異なる選抜区分の望ましい組合せの追求や入学者選抜で問うべきことと入学後の初年次教育等で育成すべきことの仕分等について検討していくことが求められる。

¹¹ 昭和54年からの共通第1次学力試験、平成2年からの大学入試センター試験、令和3年からの大学入学共通テスト

次章以降では、以上の基本的な考え方に基づき、個々の検討事項について述べていく。

第2章 記述式問題の出題のあり方

1. 記述式問題の意義・必要性

- 「自らの考えを論理的・創造的に形成する思考・判断の能力」や「思考・判断した過程や結果を的確に、更には効果的に表現する能力」は、大多数の大学において、入学後、専門分野を学んでいく上で必要であり、高等学校教育においてもその育成が重視されている。
- もとより、これらの能力の重要性は最近指摘され始めたのではなく、従前から重要な能力として認識されていた。しかし、AI（人工知能）やロボティクスの飛躍的な発展により、労働市場で定型的業務の代替が進み、人間にしかできない創造的な業務の比率が増す中にあるため、より多くの学生に、より高度なレベルでこれらの能力を育成する必要性は一層高まっていくものと考えられる。
- 令和2年3月に日本経済団体連合会と国私大学の大学関係団体（国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学団体連合会）等が対話しまとめた「採用と大学教育の未来に関する産学協議会報告書」においては、文系・理系を問わず、大学で身に付けるべきリテラシーとして、「外国語コミュニケーション能力」、「数理的推論・データ分析力」とともに、「論理的文章表現力」が位置付けられている¹²。
- マーク式問題の出題でこうした能力を測定・評価することには一定の限界があることから、従前から「自らの考えを論理的・創造的に形成する思考・判断の能力」や「思考・判断した過程や結果を的確に、更には効果的に表現する能力」をより直接的に評価する手法として記述式問題を出題する取組が行われてきた。
- 記述式問題の形態は、短答式、短文、長文、小論文などに分類される。また、その具体的内容は、文章の全体や部分の解釈を問うものから、定義を述べさせる、概念を説明させる、数式を書かせるといった知識の正確性や理解の深さを問うもの、一定のテーマや条件を課しつつも自由に考えを記述させるものまで多様である。また出題の目的には、得点化した上で合否判定の資料とするものから、適性の確認を行うことを狙いとするものまで様々である。
- したがって、記述式問題は、教科・科目や選抜区分の特性、各大学が求める能力や出題の意図等によって様々であるが、上述のような必要性に鑑みれば、各大学の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、試験実施上可能な範囲で受験者に記述させる問題を取り入れ、「自らの考えを論理的・創造的に形成する思考・判断の能力」や「思考・判断した過程や結果を的確に、更には効果的に表現する能力」の評価を充実させることは、第1章で整理した「大学入学者選抜に求められる原則①」（当該大学での学修・卒業に必要な能力・適性等の判定）の観点に沿ったものである。
- なお、日本数学会が実施した大学生数学基本調査では、記述式問題を含んだ試験問題による大学入学者選抜を経していない大学1年生の数学的説明力の欠如が明らかになっている。また、学ぶスキルが欠如し、入学後に再教育が必要な学生が増加している背景として、大学入学者選抜で必要な科目が課されていないという問題（第5章で詳述）のほか、高等学校において

¹² 「Society 5.0におけるリテラシー」（参考資料2-3 大学入学者選抜関連基礎資料 第3分冊（以下「参考資料2-3」という。）・29頁）

個別の知識を問う問題や選択式問題に過剰に適応した学習や評価の問題があるとの指摘や、新入生が論述力を十分に身に付けないまま入学するため、初年次教育を経てなお適切なレポートが書けない学生が見られるとの大学関係者からの指摘もある。大学や学部によって異なるため一概には言えないが、記述式問題のあり方については、こうした大学が直面する教育上の課題を踏まえて考えていく必要がある¹³。

2. 大学入学共通テストへの記述式問題の見送りの段階で指摘された課題

大学入学共通テストへの記述式問題の導入に関わっては、以下のように様々な問題が指摘され、令和元年12月の導入見送りにつながった。

(1) 質の高い採点者確保の問題

- 民間事業者にて採点業務の一部を委託する仕組みを採ったことについて、1月中旬の2週間という限られた期間に、質の高い採点者を大量に確保できるのかが疑問視された。このことについて、採点事業者からは、これまでの実績に基づき確保は可能との見通しが示されたものの、実際の採点者は、大学入学共通テスト実施の前年秋以降に試験等により選抜し、更に必要な研修を行うというプロセスを経て確定するため、採点体制を前もって具体的に明示することができず、受験者をはじめとする関係者の不安の払拭には至らなかった。

(2) 正確な採点など採点精度の問題

- 平成30年度試行調査（プレテスト）の「国語」において約0.3%の採点結果を補正する必要が生じたことを踏まえ、採点の質の向上が課題となった。大学入試センターは採点事業者に対し、複数の視点で組織的・多層的に採点を行う体制の構築、品質管理専門チームの設置、ダミー答案の活用や無作為抽出によるチェック等を通じて、採点の質の向上を図るよう指示したが、記述式問題の性質上、50万人以上の答案を短期間で採点する中で、採点ミスゼロにすることは困難であるとの認識であった¹⁴。

(3) 採点結果と自己採点との不一致

- 平成30年度試行調査（プレテスト）の結果、「国語」の約3割の採点結果が自己採点と不一致となり、受験者が出願大学を選択する際の支障になるとの問題が指摘された。大学入試センターは、採点の仕方について説明した資料の作成等の取組を検討したが、採点結果と自己採点の一致率が一定程度上がることが見込まれるものの、記述式問題の性質上、大幅に上昇させることは困難であるとの考えであった。また、各大学での個別選抜の前に採点結果を本人に開示することについて検討されたが、採点スケジュールや各大学への成績提供開始時期との関係から調整・解決すべき点が多く、現実的には困難であると判断された¹⁵。

(4) 大学への成績提供時期の遅れ

- 正確な採点を追求した結果、成績提供時期が例年より1週間程度遅れてしまうことは避けられなかったため、これに伴って、特に私立大学において、全体の選抜日程が一段と厳しくなり、大学入学共通テストを利用した選抜区分の選抜実施上の支障が大きいとの指摘があった。

¹³ 「大学生数学基本調査（2011）の分析」（参考資料2-4・100頁）、「大学生の基礎的読解力および記述力について」（同・101頁）

¹⁴ 「平成29・30年度試行調査の結果」（参考資料2-2 大学入学共通テスト選抜関連基礎資料集 第2分冊（以下「参考資料2-2」という。）・52頁）

¹⁵ 「平成29・30年度試行調査の結果」（参考資料2-2・52頁）

(5) 民間事業者の活用に伴う利益相反の懸念の指摘

- 大量の答案の採点を短期間に行う必要があったことから、一般競争入札を経て大規模試験の採点実績がある民間事業者に記述式問題の採点業務の一部を委託したが、当該事業者は参考書等の販売事業を行う民間事業者のグループ企業であった。
- 大学入試センターは、①採点事業者に守秘義務を課し、採点業務の遂行に伴って知り得た一切の情報について、第三者への漏えいや目的外使用の禁止、これらに違反した場合の損害賠償等を規定した契約の締結、②採点事業者が雇用する採点者等に対し、試験実施前に試験問題及び試験問題を類推できる情報を開示しないこと等を定めた機密保持契約の締結等により、採点作業に関する機密性を保つ体制の確保を図ったが、機密の漏えいやそれに伴うグループ企業間での利益相反が生じるとの懸念が指摘された。

(6) 採点をめぐる制約から評価できる力に限界があることの指摘

- 大学入学共通テスト実施方針においては、国立大学の個別学力検査で行われているような解答の自由度の高い記述式問題ではなく、設問で一定の条件を設定し、それを踏まえて結論や結論に至るプロセス等を解答させる「条件付記述式問題」を中心に問題作成を行うことにより、問うべき能力の評価と大規模共通試験における採点等テスト実施に当たっての課題の解決の両立を目指すこととされた。これに対して、採点をめぐる制約がある中で、このような問題では測れる能力に限界がある、コストに見合わない等の指摘がなされた。

3. 記述式問題に関する出題の実態や大学の意見

本検討会議では、全大学に対して大学入学者選抜の実態調査、大学入学者選抜に関するアンケート調査を実施し、選抜区分ごとの記述式問題の出題の実態や記述式問題のあり方に関する意見について詳細な分析を行った。

(1) 記述式問題の出題の実態

(国公私別の出題実態)

- 今回実施した令和2年度大学入学者選抜の実態調査によると、国公立大学では、一般入試全体（全教科）で国立の99.5%、公立の98.7%のテストが何らかの記述式問題を出題していると回答しており、全体の枝問数に占める記述式問題の割合は国公立で78.6%（国立81.6%、公立70.0%）であった。また、全体の枝問数に占める具体的な出題形態は、短答式・穴埋め式が国公立で47.1%（国立49.0%、公立41.7%）、短文や長文・小論文、図表・グラフ・絵、英文和訳・和文英訳の合計が国公立で31.5%（国立32.6%、公立28.3%）であった¹⁶。
- 私立大学では、一般入試全体（全教科）では54.1%のテストが記述式問題を出題しており、全体の枝問数に占める記述式問題の割合は25.3%であった。また、全体の枝問数に占める具体的な出題形態は、短答式・穴埋め式が21.1%であり、短文、長文・小論文、図表・グラフ・絵、英文和訳・和文英訳の合計が4.2%であった¹⁷。

¹⁶ 「個別学力検査における記述式問題等の出題状況／個別学力検査における客観式問題・記述式問題の出題数（国立大学・公立大学）」（参考資料3・122～125頁）

¹⁷ 「個別学力検査における記述式問題等の出題状況／個別学力検査における客観式問題・記述式問題の出題数（私立大学）」（参考資料3・126、127頁）

(記述式問題を課した選抜区分に係る入学者の割合)

- 平成 28 年度大学入学者選抜において、国立大学の個別学力検査で、国語、小論文、総合問題のいずれも課さない選抜区分の募集定員は、国立大学の募集定員全体の 61.6%であった¹⁸。
- しかし、今回の実態調査で、全教科を対象に個別試験において記述式問題が出題された選抜区分による入学者割合を算出したところ、一般入試の個別学力検査において、短文・長文・小論文等（図表・グラフ・絵、英文和訳・和文英訳を含み、短答式・穴埋め式を含まない。）の記述式問題に該当する枝問が 1 問以上出題されたと推定される選抜区分に係る入学者数の割合は、国立 98.7%、公立 99.0%、私立 55.2%であった¹⁹。

(国公私間の差が生じる背景)

- 記述式問題の出題に以上のような国公立大学と私立大学との違いが生じる背景としては、①国公立大学の一般選抜においては、前期・中期・後期といった日程区分を設けて、それぞれに定員を割り振るとともに、同一日程内での併願を認めていない（いわゆる分離・分割方式）ことから、選抜区分当たりの志願者数が少なく、合格者に占める入学者の割合（いわゆる歩留まり率）が高いこと、②ほぼ全ての選抜区分で大学入学共通テストが一次試験として位置付けられているため、二次試験に当たる個別試験では少数の志願者に対するきめ細かな評価を志向していることが考えられる²⁰。
- 一方、私立大学の一般選抜においては、③国公立大学志望者の中には私立大学併願者が多いことに加えて、私立大学間での併願には国公立大学間のような制限がないことから選抜区分当たりの志願者数が多く、合格者に占める入学者の割合（歩留まり率）が低いこと、④大学入学共通テストを一次試験として活用する私立大学があるものの、多くの場合、限られた日程の中で、個別試験によって多数の志願者の中から選抜しなければならないこと、⑤一般選抜だけでも複数の選抜区分を設け、複数の学力検査を実施している例が多いこと等から、記述式問題の作成や採点に伴う負担が大きいなど構造的な背景があると考えられる²¹。

(2) 記述式問題に関する大学の意見

- 国公立大学においては、「大学入学共通テストで記述式を出題すべき」について、肯定的意見の学部が 7.8%（国立 6.0%、公立 11.5%） 否定的意見の学部が 90.4%（国立 93.7%、公立 83.3%）であった。一方、「個別入試（一般選抜）で記述式を充実すべき」については、肯定的意見の学部が 77.9%（国立 78.3%、公立 77.1%）、否定的意見の学部が 20.2%（国立 21.5%、公立 17.7%）であった²²。
- 私立大学においては、「大学入学共通テストで記述式を出題すべき」について、肯定的意見の学部は 17.4% 否定的意見の学部は 81.5%であった。一方、「個別入試（一般選抜）で記述式を充実すべき」については、肯定的意見の学部は 51.8%、否定的意見の学部は 47.4%であった²³。

¹⁸ 「国立大学の二次試験における国語、小論文、総合問題に関する募集人員の概算」（参考資料 2-2・42 頁）

¹⁹ 「個別学力検査における記述式問題に関する入学者数の割合」（参考資料 3・128 頁）

²⁰ 「志願倍率・合格率・歩留率・定員充足率の分布（国立大学・公立大学）」（参考資料 2-4・83、84 頁）

²¹ 「志願倍率・合格率・歩留率・定員充足率の分布（私立大学）」（参考資料 2-4・85 頁）

²² 「記述式問題への意見（国公立別）」（参考資料 3・23 頁）

²³ 「記述式問題への意見（国公立別）」（参考資料 3・23 頁）

- また、自由記述欄においては、「公平な採点が担保されない限り、共通テストへの導入は不可能」、「共通テストの成績提供に時間が掛かるのは困る」、「画一的な採点基準では思考力を測る意義が失われる」、「個別入試で判定すべき」、「推薦入試やAO入試で長文記述やプレゼンテーションを実施している例もあり、全てを共通テストで測る必要はない」などの意見が見られた²⁴。
- 他方で「方向性は間違っていない」など大学入学共通テストへの記述式問題の導入に賛同する意見が見られたものの、その実現のための方策については、「AIによる採点システムを開発すべき」、「記述式だけは12月に実施すべき」といった意見であった²⁵。

4. 記述式問題の出題推進の考え方

(1) 出題の実態及び大学関係者の認識

- 3. で詳述した選抜区分ごとの実態調査の結果では、国公立大学においては、一般入試のほぼ全てのテストで記述式問題が出題されており、全体の枝問数に占める割合も70.0%(公立)～81.6%(国立)と高く、短答式・穴埋め式のみならず、短文や長文・小論文等も相当数出題されている。入学者の割合で見ても、ほぼ全ての入学者に対して、短答式・穴埋め式を除く短文・長文・小論文等の記述式問題が出題されている。また、私立大学においては、一般入試の54.1%のテストで記述式問題が出題されているものの、全体の枝問数に占める記述式問題の割合は25.3%であり、その内訳は短答式・穴埋め式が多かった。入学者数の割合で見ると、55.2%の入学者に対し、短答式・穴埋め式を除く短文・長文・小論文等の記述式問題が出題されているが、その出題数は限定的である²⁶。
- また、大学に対するアンケート調査では、「大学入学共通テストで記述式を出題すべき」について、多くの学部(国公立90.4%、私立81.5%)が否定的な意見を持っており、一部に肯定的意見はあったものの、2. で指摘された諸課題の解消につながる現実的・効果的な提案は見られなかった。一方で、「個別入試(一般選抜)で記述式を充実すべき」については、肯定的意見が国公立大学で77.9%、私立大学においても51.8%に上るなど、その重要性が広く大学関係者に認識されているものと考えられる。こうした状況を総合的に勘案すると、「自らの考えを論理的・創造的に形成する思考・判断の能力」や「思考・判断した過程や結果を的確に、更には効果的に表現する能力」の評価の推進については次のように考えることが適当である²⁷。

(2) 大学入学共通テストにおける取扱い

- 50万人以上が同一日・同一時刻に受験し、短期間で成績を各大学に提供しなければならない大学入学共通テストにおいて記述式問題を導入することについては、一定の意義はあるものの、2. で述べた課題の克服は容易ではなく、その実現は困難であると言わざるを得ない。
- このことを踏まえれば、大学入試センターにおいては、これまでの大学入試センター試験及び大学入学共通テストにおける思考力等を問う試験問題の作成で得られた知見を生かし、高等学校の学びと大学入学後の学修との接続の必要性を踏まえ、マーク式問題の中で、知識の

²⁴ 「記述式出題のあり方」について③～⑥(参考資料3・150～153頁)

²⁵ 「記述式出題のあり方」について①～②(参考資料3・148、149頁)

²⁶ 「個別学力検査における記述式問題等の出題状況/個別学力検査における客観式問題・記述式問題の出題数」(参考資料3・122～128頁)

²⁷ 「記述式問題への意見(国公立別)」(参考資料3・23頁)、「記述式出題のあり方」について①～⑥(同・148～153頁)

理解の質を問う問題や思考力・判断力・表現力等を発揮して解くことが求められる問題を重視した出題を一層工夫していくことが適切であり、第1回大学入学共通テストに対する評価も踏まえ、不断の改善に努めていくことが期待される。

(3) 各大学の個別試験の役割

- これまで述べたとおり、大学入学者選抜において記述式問題が果たす役割はその重要性を一層増しており、3. の実態調査においては多くの大学関係者が個別試験における記述式問題の充実が必要と考えている。各大学の多様性や自主性を尊重して一律の義務付けを行うことは適当でないが、大学入学者選抜で「記述させる部分をできるだけ増やしていく」、「思考力・判断力・表現力等の評価を充実させていく」という大きな方向性を共有することは極めて重要であり、その出題が推奨されるべきである。
- 具体的には、志願者数が少なく、歩留まり率も高く、既に相当程度の記述式問題が出題されている国公立大学においては、より高度な記述式問題を出題する方向で改善を図ることが期待される。他方で、志願者数が多く歩留まり率が低いなどの構造的な背景から、出題に当たっての課題・制約が大きい私立大学については、一部の選抜区分において出題することや、一般選抜のみならず、総合型選抜・学校推薦型選抜の活用も含め、効率的な採点・出題の工夫により出題増に努める方向で改善を図ることが期待される。

(4) 総合型選抜・学校推薦型選抜の役割

- 総合型選抜・学校推薦型選抜については、その特性上、小論文や口頭試問、プレゼンテーション、模擬講義や実験を組み込んだ選抜等を含め、採点に時間が掛かる丁寧な評価が可能であるが、実態調査の結果、そうした取組は必ずしも広く行われていない状況である。その一方、各大学へのアンケート調査においては「総合型、学校推薦型選抜を、より思考力・判断力・表現力を評価できるよう改善すべき」については、肯定的意見が76.7%（国立70.8%、公立78.2%、私立77.9%）に上っており、大学自身がその改善の必要性を認識している²⁸。
- こうした状況を勘案すると、総合型選抜・学校推薦型の選抜区分においては、国公私を問わず、共通の方向性として、小論文等の高度な記述式問題の出題を含め、思考力・判断力・表現力等を丁寧に評価する選抜を推進していくことが適当である。

5. 記述式問題の出題の推進策

- 実態調査の結果によれば、一般選抜において記述式問題の出題を充実すべきと考えている大学が58.5%、総合型選抜・学校推薦型選抜において思考力・判断力・表現力等を評価できるよう改善すべきと考えている大学が76.7%に上った。相当数の大学が記述式問題等の充実を望んでいる一方、以下に述べるような実施上の様々な課題があり、効果的な推進策が極めて重要となる²⁹。

²⁸ 小論文を課す選抜区分の割合は、AO入試・国立：22.5%、公立26.0%、私立：23.2%、推薦入試で国立：38.3%、公立52.0%、私立：25.5%（「小論文出題状況」（参考資料3・89頁））

「総合型、学校推薦型選抜を、より思考力・判断力・表現力を評価できるよう改善すべき」：とてもそう思う11.0%、そう思う65.7%（国立：11.7%、59.1%、公立：6.8%、71.4%、私立：11.3%、66.6%）（大学入学者選抜における英語4技能評価及び記述式問題の実態調査の結果（「大学入試において思考力・判断力・表現力をどこで評価すべきか」（参考資料3・19、20頁））

²⁹ 「記述式問題への意見」（参考資料3・22頁）、「大学入試において思考力・判断力・表現力をどこで評価すべきか」（参考資料3・19頁）

- まず国公立大学では既に記述式問題が広く出題されているが、平成3年の大学設置基準の大綱化以降の教養部廃止等の影響もあり、高等学校学習指導要領を熟知している教員が減少しているとの指摘や、特に地方の小規模大学においては問題作成に当たる人材が不足しているとの指摘があり、大学間で連携して選抜方法の研究開発や出題の充実を図るなどの動きが見られる³⁰。
- また、私立大学においては、限られた選抜日程の中で、多くの受験者の答案を採点しなければならない等の制約があることから、出題の工夫や採点の効率化の工夫が重要となる。例えば、条件付記述式問題を出題する、多肢選択をさせた上で選択肢を選んだ理由を書かせる、多肢選択で一定以上の得点を得た答案を対象に記述式問題の採点をする、概念の定義を書かせる問題を出す等、一部の私立大学では様々な工夫が行われているが、そのノウハウは広く共有されているとは言い難い。
- こうしたことを踏まえると、例えば、文部科学省・大学入試センター・大学が連携・協力し、大学のニーズを把握した上で、教科・科目ごとの高度な記述式問題の良問例を整理・公表したり、問題作成や採点効率化の工夫事例を収集・提供したりするなど、これまで記述式問題を十分に活用していなかった大学でも取り入れやすい方法を紹介することも検討に値する。その際、大学入試センターが保有する大学入試センター試験及び大学入学共通テストに関するデータや知見を何らかの形で活用することについて検討したり、複数大学が共同で行う研究開発等に文部科学省や大学入試センターが協力したりすることなどが考えられる。
- また、文部科学省においては、各大学における記述式問題の出題を促進する方策を検討すべきである。特に、私立大学における記述式問題の出題の実態・課題を踏まえた促進策は重要である。具体的には、第5章で述べる定期的な選抜区分ごとの実態調査により、記述式問題の出題など、論理的思考力や論述力等を測る試験の実施状況等について把握し、改革の進捗状況や優れた事例を一覧可能な形で可視化することにより、各大学の取組を推進することなどが考えられる。さらに、そうした客観的なデータを基に、入学後の教育を含め他の大学の模範となる取組を行う大学をピアレビュー等による評価を踏まえて認定し、公表するとともに、認証評価や高等教育の修学支援新制度の機関要件に係る教育活動の情報公表、大学ポートレート等の既存の様々な枠組みにおいても、大学入学者選抜の改善状況や優れた取組が適切に公表され、社会から評価されるようにする方策を講じることが有益と考えられる。
- さらに、記述式問題を含め、良質な試験問題の出題という観点からは、過去に出題された問題や類似した問題の再利用が一つの選択肢である。平成19年に組織されたコンソーシアム「大学入試過去問活用宣言」には国公立144大学が参加し、令和2年度大学入学者選抜では26大学において過去問からの出題が行われているが、過去問の活用についてはいまだに抵抗感が強いとの指摘がある。これらを払拭するために、文部科学省は、大学・高等学校関係者等との協議等の場において、過去問の利用について相互の理解を深める機会を設けるとともに、社会の理解が得られるように、その趣旨を分かりやすく発信することが有益であると考えられる³¹。

³⁰ 「大学間連携を見据えた選抜方法の開発・先導的入試の導入」（参考資料2-4・96頁）、「四国地区国立大学連合アドミッションセンターによる共通の出願サイト開設と活動報告書の開発」（同・97頁）

³¹ 「入試過去問題の利用について」（参考資料2-4・88頁）

6. 高等学校・大学における教育の充実

高大接続改革は、我が国の将来を担う若者が未来を切り拓くために必要な資質・能力の育成を目指して、高等学校教育改革、大学教育改革、その間をつなぐ大学入学者選抜の改革を一体的に推進しようとするものである。こうした理念に立ち戻れば、思考力・判断力・表現力等の一層の育成については、大学入学者選抜の改善とともに、高等学校教育・大学教育の改善を併せて進めていく必要がある。

(1) 高等学校における教育の充実

- 教育課程全体での言語活動の充実を求める現行学習指導要領に基づく指導を徹底するとともに、令和4年度から年次進行で実施される新学習指導要領に基づき、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を推進する必要がある。
- その際、個別の知識を問う問題や多肢選択式問題等に過剰に適応した学習や評価がまだ広がっているとの指摘に留意し、日常的な学習活動や定期考査等で文章を書かせるなど、論理的に説明する力を高める指導を充実させることが重要である。
- また、上記のような問題点を含め、高等学校の指導や生徒の学びの実態を継続的にデータで把握し、文部科学省や設置者が必要な指導・助言を行うとともに、高等学校と大学との対話や連携・協力を生かしていくことが重要である。

(2) 高大連携プログラムの充実

- 高等学校と大学の連携の下、実際に大学で扱われている研究テーマについて、課題の発見や仮説の設定、それらを裏付ける実験や調査の組み立て方、一連の課題解決のプロセスをレポートにまとめ発表する方法等を大学教員が高校生に指導するプログラムが広がりつつあるが、こうした取組は、より適切な進路選択に資するだけでなく、思考力・判断力・表現力等や主体的に学習に取り組む態度等を総合的に伸ばす観点からも有効であると考えられる³²。
- こうした高大連携プログラムのプロセスや成果をAO入試や推薦入試の中で活用する取組としては、例えば、大学による模擬講義を利用する選抜区分が、AO入試で14.3%、推薦入試で1.7%（令和2年度大学入学者選抜）となっており、更に充実させていくことが有益と考えられる³³。また、高校生が大学の授業科目を先取り学修し、一定の単位を修得した場合、入学先の大学の判断で単位として認められるいわゆる早期履修制度（アドバンストプレイスメント）を適切に推進すべきである。
- 大学においては、新入生が基礎的な読解力や論述力を十分に身に付けずに入学していることから、初年次教育等に苦慮している例が見られる。大学におけるレポートや論文作成には、様々な資料を読み、論理的に自分の考えを組み立て、根拠付けて述べる力が必要であるが、高等学校との間でそうした能力の重要性について必ずしも十分に共有されていないため、高等学校と大学との対話の中で、必要となる能力や指導のすり合わせを図り共通認識を持つべきとの指摘があった。第5章で述べる新たな恒常的な協議体（大学入学者選抜協議会）をはじめ様々な場で、大学・高等学校双方のニーズや課題について議論を行う機会を設け、高等学校での指導や大学入学者選抜における記述式問題、初年次教育の改善に生かしていくこ

³² 「高大連携の状況①」（参考資料2-2・12頁）

³³ ここで言う模擬講義は、模擬講義等（実験を含む）を受講することを要件とする選抜方法であり、模擬講義等の理解力等を問うレポート等も含む。（「学力検査以外に考慮する資料等の利用率（高大連携の成果）」（参考資料3・100頁））

とが有益であると考えられる。

(3) 大学入学者選抜と大学入学後の教育の一貫した取組の推進

- 高等学校段階までに育成を目指す思考力・判断力・表現力等は、大学入学者選抜において適切に評価するだけでなく、大学入学後の教育でも一層伸長させ、社会に出た後にその能力を発揮して活躍できるようにする必要がある。
- 近年、初年次教育等の取組の中で、論理的なレポート・論文の書き方などの論述能力の育成（アカデミック・ライティング）や、プレゼンテーションや集団討論等の技法を身に付ける教育をカリキュラム上明確に位置付けて取り組む大学や、全学組織としてライティング・センター等の支援組織を設置し、学生の個別支援に取り組む大学が増えてきている。文部科学省においては、大学入学者選抜における記述式問題の充実と大学入学後の教育を一貫させ、こうした能力を育成・評価する質の高い取組を促進する方策を検討する必要がある³⁴。
- また、こうした能力の育成・評価を推進する観点から、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）や教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）が具体的かつ整合的なものになっているのかや、実際に入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に即した大学入学者選抜になっているのかは大変重要な点である。文部科学省においては、各大学の特色や実情等を踏まえつつ、本検討会議の提言を踏まえて各方針に関するガイドライン³⁵を見直すとともに、認証評価において、これらの評価を充実させることも検討すべきである。また、各大学は、IR（Institutional Research）の機能を発揮して、大学入学者選抜における記述式問題の出題、入学後のGPA等の推移、卒業後の進路等の関係について、継続的な検証を行い、その結果を踏まえた不断の改善を行うことが期待される。また、そうしたプロセスを通じて得られた知見や課題認識等を文部科学省による実態調査において把握し、政策立案に生かすことも期待される。

³⁴ 「初年次教育の実施状況等」（参考資料2-2・14頁）

³⁵ 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日 中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

第3章 総合的な英語力の育成・評価のあり方

1. 総合的な英語力の育成・評価の意義

(国際共通語としての英語)

- 英語は世界で最も話者が多く、インターネット上でも最も使用される言語である。各種の国際会議や国際ビジネスの場でも国際共通語と位置付けられており、非英語圏の多くの国民が第一外国語として学んでいるなど、グローバル化に対応する上で、我が国の次世代を担う若者にとっても「読む」、「書く」、「聞く」、「話す」の総合的な英語力は欠かせないと言える³⁶。
- 他方、総合的な英語力の育成・評価の推進に当たっては、文化の多様性を尊重することが重要であり、英語以外の外国語の履修等が軽視されないような配慮が必要である。また、英語を日常的に使う環境になく、高等教育も基本的に日本語で提供されている我が国においては、前章で述べた日本語による思考力・判断力・表現力等が重要であり、それらは英語での発信能力を高める上でも不可欠であることを踏まえ、日本語力と英語力の両方を高めていく方向で検討すべきである。その際、全ての生徒・学生に必要な英語力の水準と、例えば国際的に活躍する人材の育成を特に重視する大学が求める英語力の水準とは同一に論じられないことに留意する必要がある。
- なお、「読む」、「書く」、「聞く」、「話す」の各技能は、それぞれ別々に育成されるものではなく、例えば「聞いた情報を整理して自分の考えを話す」、「自分の考えを書くために必要な情報を読む」といった、技能統合的な言語活動を通して、総合的に育成・評価すべきものであり、その観点から、本提言では「総合的な英語力」という表現を使うこととする。

(初等中等教育段階の取組)

- 我が国の英語教育は、昭和30年代の学習指導要領以来、「読む」、「書く」、「聞く」、「話す」の総合的な英語力の育成を目標に掲げ取組を進めてきた。第3期教育振興基本計画（平成30年）においては、中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当以上、高等学校卒業段階でA2レベル相当以上を達成した中高生の割合を5割以上にするという目標を設定しており、この水準に到達した中学生の割合が44.0%、高校生の割合が43.6%（令和元年度）となるなど改善傾向にある。他方、調査は異なるがA2レベル以上の高校生が全体に占める割合は「読むこと」33.5%、「聞くこと」33.6%に対し、「書くこと」19.7%、「話すこと」12.9%（平成29年度）となっている³⁷など、後者により大きな課題があることは広く高等学校関係者に認識されている。

(大学の教育研究における総合的な英語力の必要性)

- 我が国の大学入学者選抜で最も課されている教科は英語である。例えば、令和2年度大学入試センター試験の受験者に占める「英語」を受験した者の割合は筆記が98.4%、リスニングが97.2%であり、同試験を利用した選抜区分のうち95.7%で英語が必須又は選択科目で課されていた。また、各大学の個別選抜においても89.0%の選抜区分において英語が必須科目又は選択科目で課されている。こうしたことを踏まえれば、大多数の大学・学部は「一定程度

³⁶ 「世界で最も話されている言語」（参考資料2-3・6頁）、「世界で最も影響力のある言語」（同・7頁）、「ウェブサイトにおいて最も使用されている言語」（同・8頁）

³⁷ 「高等学校外国語 学習指導要領改訂の変遷」（参考資料2-3・33頁）、「中学生・高校生の英語力」（同・41頁）、「高校3年生の英語力の傾向（平成29年度）」（同・44頁）

の英語力が入学後の学修・卒業に必要」と判断していると考えられる³⁸。

- また、研究面でも、一部の学問分野は別として、学術ジャーナルの使用言語は圧倒的に英語であることに加え、国際学会等の場をはじめ学术交流における使用言語も、非英語圏との交流も含めて英語が基本であり、「話す」、「聞く」を含めた総合的な英語力が重要となる³⁹。
- 一方、教学マネジメントの要である卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）においては、学部全体や学部内の全ての学科・コース等の方針に英語力に関する記載がある学部はそれぞれ、25.0%、35.2%、37.3%となっている。また、1年次後半と比較して2～4年次で英語運用能力が低下している可能性を示唆するデータや、「大学教育が外国語を使う力の育成に役に立っている」と回答した大学生の割合が30.6%にとどまっているとの調査結果もある⁴⁰。

（大学卒業後における総合的な英語力の必要性）

- 日本企業の海外進出、国境を越えた企業統合や外国からの直接投資、在留外国人等の増加を背景として、英語力の重要性は我が国において一層高まっている。実際に企業や団体を対象とした調査においては「今後のビジネスパーソンにとって重要な知識やスキル」、「社員や職員に不足している、今後強化する必要がある知識やスキル」で、いずれも英語が最多であった（それぞれ82.6%、67.0%）。また、企業・団体等が目標とする英語水準に関しては、「英語で行われる会議で議論できる」19.9%、「取引先／海外支店と電話でやり取りできる」15.5%、「取引先／海外支店とメールでやり取りできる」15.5%、「通訳なしの海外出張に一人で行ける」14.6%となっており、卒業後の社会では、「話す」、「書く」を含むバランスの取れた総合的な英語力が求められていると言える⁴¹。
- 他方、各国における受検者数や受検者層は公開されていないため、スコア差が各国における英語力差をそのまま表しているとは必ずしも言えない点に留意は必要であるものの、主要な英語資格・検定試験のいずれにおいても、我が国の平均スコアは諸外国の中で最下位クラスになっている⁴²。
- こうした中、令和2年3月に日本経済団体連合会と国公私大学の関係団体（国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学団体連合会）等が対話しまとめた「採用と大学教育の未来に関する産学協議会報告書」において、文系・理系を問わず、大学で身に付けるべきリテラシーとして、「数理的推論・データ分析力」、「論理的文章表現力」とともに「外国語コミュニケーション能力」が位置付けられている⁴³。

³⁸ 「令和2年度大学入試センター試験科目別受験者数（本試験）」（参考資料2-3・61頁）、「一般入試での個別学力検査における各科目の出題状況」（同・63頁）

³⁹ 「論文の使用言語（ジャーナル区別別）」（参考資料2-3・77頁）

⁴⁰ 「3つの方針等における英語の能力に関する記載」（参考資料2-3・66頁）、「大学生の英語運用能力に関する自己評価」（同・74頁）、「大学教育と「外国語を使う力」の育成」（同・75頁）

⁴¹ 「海外在住邦人数の推移」（参考資料2-3・17頁）、「日系企業の海外拠点数の推移」（同・18頁）、「企業の海外進出の課題」（同・19頁）、「海外企業との融合・連携」（同・20頁）、「在留外国人数の推移」（同・21頁）、「訪日外客数の推移」（同・22頁）、「企業・団体が考える重要なスキルと目標とする英語スキルの水準」（同・26、27頁）

⁴² 「英語民間資格・試験のスコアの国際比較」（参考資料2-3・9～13頁）、「英語民間資格・試験のスコアの分布」（同・14頁）、「英語力の各国比較（レベル別の英語力保持者割合）」（同・15頁）

⁴³ 「Society 5.0におけるリテラシー」（参考資料2-3・29頁）

(英語資格・検定試験活用の意義)

- 英語資格・検定試験は、初等中等教育、高等教育、生涯学習、留学、就職等における総合的な英語力評価に活用され、大学入学者選抜においても、志願者がそれまでに培ってきた英語力の成果を生かせる方法として各大学の判断で採用され、長年にわたって拡大してきた。大学入学者選抜における総合的な英語力評価のあり方を検討する上では、こうした資格・検定試験のスコア等を大学入学者選抜に活用できるようにすることが、受験者・大学それぞれにとって、どのような意義を有していたのかを確認しておく必要がある。

<受験者の視点>

- ① 平素の努力の結果である資格・検定試験のスコアが大学入学者選抜においても評価されることは、英語を得意とする受験者や英語力を高めたいと努力している受験者等にとって、学習の継続に対する大きなインセンティブとなり得る。
- ② 留学、卒業後の就職等を見据え、英語力を伸ばしておきたい受験者にとっては、これらの機会能力証明として使える資格・検定試験のスコアが大学入学者選抜で活用できれば利点大きい。入学後もより早い年次からの留学が可能となる。
- ③ 受験までに培った総合的な英語力のスコアを活用できることにより、大学ごとに傾向が異なることなどによる個別の試験に向けた準備負担が軽減される。

<大学側の視点>

- ① 入学後の教育において、資格・検定試験のスコアを総合的な英語力の到達水準として活用している大学にとっては、入学者選抜の段階で一定のスコアを提出させることにより、その後の教育活動と一貫した取組を進めることができる。
- ② 在学中の留学を義務付け又は推奨している大学においては、留学手続で提出が求められる資格・検定試験の成績について、一定以上のスコアを取得している学生を選抜することは合理的である。
- ③ 「書くこと」、「聞くこと」、「話すこと」の評価は、同一日に一斉に行われる個別学力検査で実施することが困難な場合が多い。資格・検定試験の活用により、これらの評価を効率的に実施できる。

2. 「大学入試英語成績提供システム」の見送りの段階等で指摘された課題

大学入学者選抜における総合的な英語力の評価については、約 50 万人規模のスピーキングテストを同一日程・同一問題で大学入学共通テストとして実施することは困難であることを踏まえ、既に我が国の大学入学者選抜で広く活用され、一定の評価が定着している民間の英語資格・検定試験のうち、大学入試センターが参加要件を満たすものとして確認した試験の結果を一元的に集約し、各大学に提供する仕組みを導入することとなった。しかしながら、この「大学入試英語成績提供システム」に対しては、以下のような課題が指摘され、令和元年 11 月に導入の見送りを行うこととなった。

(1) 地理的・経済的事情への対応が不十分であるとの指摘

- 「大学入試英語成績提供システム」の検討過程において、「平成 32（令和 2）年度以降、共通テストの英語試験を実施しない」とする A 案と、制度の大幅な変更による影響を考慮し、平成 35（令和 5）年度までは共通テストと認定試験のいずれか又は双方の選択利用を可能とする」という B 案が提示され、後者が採用された経緯から、大学入学共通テストの「英語」試験が将来的に廃止されることが視野に入っているとの認識が広まっていた。このため、英

語資格・検定試験の受検が必須のものになるとの認識から、地理的・経済的事情により不公平が生じるとの強い懸念が指摘された⁴⁴。

- 経済的事情への対応については、経済的に困難な受検者に対し、試験実施団体が検定料を軽減することとしていたが、減額幅は各団体の判断に任されていた。また、成績提供の対象は、「高校3年の4月から12月の間に受検した2回まで」と限定していたが、受検年度まで練習受検が可能であり、経済的に困難な生徒が不利との指摘があった。文部科学省は、改めて各試験実施団体に対して経済的に困難な者への配慮を要請したが、検定料の軽減率は5～45%と団体間での差が大きかった⁴⁵。
- 地理的事情への対応については、全都道府県で全ての参加試験が実施されるわけではなく、都市部に比べて地方では受検可能な試験が限定されているなどの指摘に対して、文部科学省は、国立大学や地方公共団体に対する会場提供への協力要請、試験実施団体への会場の追加設置の要請、離島の生徒の英語資格・検定試験の受検に係る経費補助の概算要求等を行った。こうした中で、一部試験においては、大学入学共通テストを上回る会場数が確保されたものの、試験間で提供できる会場数の違いが大きかった。

(2) 障害のある受検者への配慮が不十分であるとの指摘

- 障害のある受検者に対する合理的配慮の内容については、試験によるばらつきが生じているとの指摘があった。文部科学省においては、各団体の対応状況をホームページ上で公表するなどの対応をとったが、最終的には試験実施団体の判断によるものであり、試験によって対応が分かれた。

(3) 目的や内容の異なる試験の成績をCEFR対照表を介して比較することに対する懸念

- 「大学入試英語成績提供システム」においては、多様な英語力の測定、多様なニーズへの対応、受検機会の拡充等の観点を踏まえ、複数の異なる資格・検定試験の成績とCEFR（外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠）のスケールを対照させ、段階別の成績を提供する仕組みが採用された。
- これに対しては、目的や内容の異なる試験同士をCEFR対照表を介して比較し、大学入学共通テストの枠組みにおいて活用することは根拠に乏しいのではないかと指摘があった。また、CEFR対照表に基づく段階別成績表示を大学入学共通テストの枠組みで活用することの信頼性・妥当性に疑問の声があった。

(4) 文部科学省の民間事業者への関与のあり方

- 「大学入試英語成績提供システム」は、既に英語4技能を総合的に評価するものとして社会的に認知され、高等学校教育や大学教育、大学入学者選抜で活用が進んでいた資格・検定試験を大学入学共通テストの枠組みでも活用しようとするものであったことから、その基本的な仕組みは大学入試センターが参加要件を満たすものとして確認した英語資格・検定試験の実施団体と協定を締結して実施するというものであった。このため、文部科学省や大学入試センターが試験実施団体に対して、試験会場の増設や受検料の軽減措置などの指示や命令はできない仕組みであった。

⁴⁴ 「大学入学共通テスト」実施方針及び策定に当たっての考え方（平成29年7月）（抜粋）②（参考資料2-2・27頁）

⁴⁵ 「大学入試英語成績提供システム参加試験の検定料（令和元年11月1日時点）」（参考資料2-2・29、30頁）

- また、英語資格・検定試験の実施団体の一部が、同時に試験対策のための参考書等を販売していることについて、利益相反が生じるのではないかとの懸念があった。

(5) 英語資格・検定試験の活用に関する情報提供の遅れ

- 各資格・検定試験の実施日時・場所などの情報提供が遅れたこと、大学による英語資格・検定試験活用の有無や活用方法が実施前年度になっても明らかにならなかったことから、受験者及び高等学校関係者から不安の声が出された。文部科学省は、ホームページに英語成績提供システムの参加試験の日程、会場、検定料、障害のある受験者への配慮の内容、大学・学部・入試区分ごとの活用予定等の関連情報を提供する「大学入試英語ポータルサイト」を設置したが、令和元年10月末までにシステムの利用予定を公表した大学は約7割であり、それ以外の大学は利用予定がなお明らかにされなかった⁴⁶。

(6) コロナ禍における英語資格・検定試験の安定的実施の課題

- 以上の英語成績提供システムの導入見送り時に指摘された課題に加え、その後のコロナ禍において、一時期、大学入学者選抜に活用が予定されていた英語資格・検定試験に中止や延期をせざるを得ない状況が生じた。これに対し、受験者や高等学校から、資格・検定試験の受験機会の確保を求める声が出されるなど、資格・検定試験のスコアに依存することの問題点が明らかになった。

3. 英語資格・検定試験の活用の実態や大学の意見

前章で述べたように本検討会議では、全大学の全学部に対して大学入学者選抜の実態調査、大学入学者選抜に対するアンケート調査を実施し、選抜区分ごとの英語資格・検定試験の活用の実態や英語のスピーキング・ライティングの評価方法に関する意見について詳細な分析を行った。

(1) 英語資格・検定試験の活用の実態

(英語資格・検定試験を活用した選抜区分に係る入学者の割合)

- 令和2年度大学入学者選抜の実態調査によると、一般入試において、英語資格・検定試験の「活用あり」の選抜区分により入学した者の割合は、国公立8.7%（国立10.8%、公立0.8%）、私立15.6%であった。AO入試、推薦入試を含めた全体での入学者の割合は、国立14.5%（一般入試10.8%、AO入試45.3%、推薦入試22.1%）、公立6.0%（一般入試0.8%、AO入試27.9%、推薦入試17.3%）、私立19.8%（一般入試15.6%、AO入試17.1%、推薦入試17.2%）であった⁴⁷。

(個別試験における技能別の出題実態)

- 一般入試の個別学力検査「英語」では、「読むこと」を95.2%の選抜区分（国立99.3%、公立86.2%、私立95.1%）、「書くこと」を44.3%の選抜区分（国立95.5%、公立87.1%、私立39.2%）、「聞くこと」を2.2%の選抜区分（国立10.1%、公立3.6%、私立1.5%）、「話すこと」を0.2%の選抜区分（国立0.2%、公立0%、私立0.2%）で出題していた⁴⁸。

⁴⁶ 「令和3（2021）年大学入学者選抜における英語の資格・検定試験の活用状況①」（参考資料2-2・36頁）

⁴⁷ 「英語資格・検定試験活用の選抜区分による入学者数」（参考資料3・107～109頁）

⁴⁸ 「英語に係る技能別の出題の有無（国公私）」（参考資料3・88頁）

(2) 英語資格・検定試験の活用等に関する大学の意見

- 英語のスピーキング・ライティングの評価方法について、「大学入学共通テストの枠組で英語資格・検定試験を活用すべき」について、肯定的意見の学部が31.9%、内訳は国公立25.3%（国立27.1%、公立21.4%）、私立34.2%、否定的意見の学部が66.7%、内訳は国公立72.8%（国立72.6%、公立73.5%）、私立64.7%であった⁴⁹。
- 「個別入試（一般選抜）において英語資格・検定試験を活用すべき」について、肯定的意見の学部が45.2%、内訳は国公立22.1%（国立19.7%、公立27.1%）、私立53.1%、否定的意見の学部が53.5%、内訳は国公立76.1%（国立80.1%、公立67.7%）、私立45.8%であった。また、「個別入試（総合型、学校推薦型）において英語資格・検定試験を活用すべき」について、肯定的意見の学部が57.9%、内訳は国公立42.2%（国立44.6%、公立36.9%）、私立63.3%、否定的意見の学部が40.6%、内訳は国公立55.3%（国立54.1%、公立57.8%）、私立35.6%であった⁵⁰。
- 「大学入学共通テストに出題して評価すべき」について、肯定的意見の学部が33.4%、内訳は国公立31.7%（国立24.9%、公立45.9%）、私立33.9%、否定的意見の学部が65.5%、内訳は国公立66.4%（国立74.8%、公立49.0%）、私立65.1%であった⁵¹。
- 「大学入学後の教育において、英語資格・検定試験を活用して評価すべき」か否かについて併せて意見を聴取したが、肯定的意見の学部が69.3%、内訳は国公立65.9%（国立68.8%、公立59.9%）、私立70.5%、否定的意見の学部が29.4%、内訳は国公立32.0%（国立30.9%、公立34.4%）、私立28.4%であった⁵²。
- 自由記述欄では、大学入学共通テストの枠組みでの資格・検定試験の活用について、「目的の異なる試験を一つの指標に当てはめて共通テストに利用するのは無理がある」、「コロナ禍で中止・延期が多数生じ、民間試験のみに依存する仕組みの課題が浮き彫りになった」、「英語4技能はそれぞれが独立した技能ではなく、4技能を別々に評価することに固執すべきではない」、個別試験での活用については、「各大学が4技能試験を実施するのは現実的でないので、資格・検定試験を活用すべき」、「資格・検定試験は、各大学が責任をもって活用する形とすべき」等の意見があった⁵³。
- また、令和2年度大学入学選抜の実態調査によると、既に英語資格・検定試験を活用している選抜区分以外に、今後、「活用予定」とした選抜区分は一般入試で4.9%（国立2.9%、公立3.3%、私立5.2%）、AO入試で3.3%（国立2.6%、公立1.9%、私立3.4%）、推薦入試で4.1%（国立2.7%、公立3.0%、私立4.2%）であった。さらに、今後の活用について「検討」（活用を検討中と検討予定の合計）とした選抜区分は、一般入試で35.0%（国立31.8%、公立43.7%、私立35.1%）、AO入試で20.8%（国立21.2%、公立21.2%、私立20.7%）、推薦入試で28.0%（国立25.1%、公立30.8%、私立28.2%）であった⁵⁴。

⁴⁹ 「英語のスピーキング・ライティングの評価方法への意見（国公立別）」（参考資料3・16頁）

⁵⁰ 「英語のスピーキング・ライティングの評価方法への意見（国公立別）」（参考資料3・16頁）

⁵¹ 「英語のスピーキング・ライティングの評価方法への意見（国公立別）」（参考資料3・16頁）

⁵² 「英語のスピーキング・ライティングの評価方法への意見（国公立別）」（参考資料3・16頁）

⁵³ 「英語4技能評価のあり方」について①～⑧」（参考資料3・140～147頁）

⁵⁴ 「英語資格・検定試験活用の有無（国公立）」（参考資料3・104頁）

4. 総合的な英語力評価の推進の考え方

(1) 総合的な英語力を大学入学者選抜で問う必要性

- 1. で整理した通り、グローバル化が加速する中で、我が国の未来を担う若者に総合的な英語力を育成する必要性はますます高まっていると言えるが、大学入学者選抜における取扱いの方向性を検討する上では、①高等学校教育改革の動向と大学入学者選抜が高等学校教育に与える影響、②入学後の学修・卒業のための必要性、③卒業後の必要性の3点を勘案する必要がある。
- 高等学校までの教育課程においては、総合的な英語力の育成が目標とされ、授業を実際のコミュニケーションの場面とする観点から高等学校学習指導要領で「英語で授業を行う」と告示されてから10年以上が経過している。一方、大学入学者選抜が「読む」ことの力や文法等の知識を問うことが多いため、大学入学者選抜が近づくほどに、「話す」、「書く」を含めた総合的な英語力の育成より、「読む」ことの力や文法等の知識に関する学習に偏る傾向を生んできたのではないかとの指摘が多い。まず、「大学入学者選抜に求められる原則③」（高等学校教育と大学教育を接続する教育の一環としての実施）の観点からはこの現状を改善していく必要がある。
- また、大学入学後の教育における必要性（原則①：当該大学での学修・卒業に必要な能力・適性等の判定）については、入学後に4技能の教育を受ける上で一定のレベルが必要という意見がある一方で、全ての分野、全ての学生に対して同じレベルの総合的な英語力の育成が求められているわけではないとの指摘もある。他方で、大学卒業後の必要性に着目すれば、グローバル化が加速する中であって、卒業生の就職先である企業や団体においては、バランスが取れた総合的な英語力が求められており、産・学のトップの議論の結果においても、文系・理系を問わず、大学で身に付けるべきリテラシーの一つとして「外国語コミュニケーション能力」が掲げられている⁵⁵。
- これらを勘案すると、「話す」、「書く」を含めた総合的な英語力は、高等学校までの教育課程において重視され、卒業後の社会における必要性を踏まえて大学教育でもその伸長の必要性が合意されているため、総論としては、高等学校教育と大学教育を接続する大学入学者選抜においても、各大学の実情や入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を踏まえ、実現可能な方法で適切に評価されることが望ましいと考えられる。こうした基本的な考え方の下、2. で述べた「大学入試英語成績提供システム」の見送りの段階等で指摘された諸課題、3. で述べた資格・検定試験の活用の実態や大学の意見を踏まえると、具体的には次のように考えることが適当である。

(2) 大学入学共通テストにおける取扱い

(大学入学共通テストの枠組みにおける資格・検定試験の活用の実現可能性)

- 大学入学共通テストの枠組みにおいて、英語成績提供システムを介して様々な英語資格・検定試験のスコアを一元的に活用する仕組みについては、試験によって会場数、受検料、実施回数や、障害のある受験者への配慮が異なるなど、2. で述べた課題を短期間で克服することは容易ではないと考えられる。加えて、コロナ禍で資格・検定試験の中止や延期が生じ、外部の資格・検定試験に過度に依存する仕組みの課題が認識された。こうしたことから、大学入学共通テスト本体並みの公平性等が期待される中であって、この方式の実現は困難であ

⁵⁵ 「Society 5.0におけるリテラシー」（参考資料2-3・29頁）

ると言わざるを得ない。

(大学入学共通テストにおける4技能試験の開発可能性、大学入学共通テスト「英語」のあり方)

- 実態調査や外部有識者からのヒアリング、本検討会議における各団体からの意見発表においては、大学入試センターが英語4技能試験を開発すべきとの意見があった。しかしながら、大学入学共通テストでのスピーキングテスト、ライティングテストについては、質の高い採点者の確保や正確な採点の担保等、記述式問題の採点と同様の問題や面接官・試験室の確保等の実施上の課題が生じるため、その実現は、技術の飛躍的進展や社会の理解がない限り困難であると言わざるを得ない。
- このように考えた場合、大学入学共通テスト「英語」の試験形態は、引き続き、マーク式問題及びICプレーヤーを使用して実施する方式とし、出題内容としては「読む」、「聞く」に関する能力を中心としつつ、「話す」、「書く」を含めたコミュニケーション力を支える基盤となる知識等も評価するなど、高等学校までの教育で培った総合的な英語力を可能な限り評価する方向で不断の改善を図っていくことが望ましい。

(3) 各大学の個別試験の役割

- これまで述べた総合的な英語力評価の重要性を踏まえ、各大学の個別試験における取組を推進することが重要であるが、同一日に一斉に実施される個別学力検査において、バランスよく総合的な英語力を評価することには実施上の課題が大きく、多くの大学・学部にとっては、資格・検定試験の活用が現実的な選択肢となる。その際には、志願者がそれまで培ってきた英語力の成果を大学入学者選抜にも生かせるようにするという1.で述べた資格・検定試験のメリットが十分発揮されるよう、対象とする試験の種類やスコアの有効期間の取扱い、複数試験を対象とする場合の比較方法などについては、対象試験を国が決める、高校3年時の2回に限るとするような一律の方法によるのではなく、各大学がそれぞれの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づいて適切に判断し、分かりやすい形で受験者に示すことが適当である。
- 資格・検定試験を活用する場合、具体的な活用としては、例えば、①大学入学共通テスト又は個別試験で「英語」の出題を継続しつつ、資格・検定試験スコアでの代替等を認める選抜区分を設定する方法、②資格・検定試験スコアを必須とする選抜区分を設定する方法などが考えられるが、地理的・経済的事情への配慮の観点から、国際的に活躍する人材育成を行うなど、総合的な英語力を特に重視する入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を持つ大学・学部以外の場合は、例えば同じ学部において、スコアを利用しない選抜区分（いわゆる非利用枠）を設ける、当該大学の定める利用方法において資格・検定試験と個別学力検査のいずれか有利となる方を選択的に使えるようにする等の措置の設定が望まれる。また、感染症の拡大や自然災害等の影響により、資格・検定試験の実施が困難となるような事態を想定し、やむを得ない理由によりスコアの提出が困難な場合の代替措置等についてもあらかじめ検討しておくことが望まれる。
- 次に、実施体制が整う一部の大学や受験者数が少ない選抜区分においては、独自に総合的な英語力を測る試験を実施することが考えられる。既に海外の試験実施団体と試験を共同開発し、問題作成を大学が行い採点を委託するなどして一般選抜において「話すこと」の評価を実施している例も出てきており、その中には、複数の大学で連携・協力したり、CBT

(Computer-Based Testing) を活用したりする例もある。こうした取組の普及を図ることも有益と考えられる⁵⁶。

- なお、「書くことを中心とした評価」については、実態調査によると、全体の 44.3% (国立 95.5%、公立 87.1%、私立 39.2%) において何らかの評価が行われている。資格・検定試験を活用する場合以外でも、第2章で述べたように、国公立大学ではより高度な記述式問題を出題する、私立大学では効率的な採点や出題の工夫によって出題増に努めるという方向の中で、「書くこと」の出題を推進すべきである⁵⁷。

(4) 総合型選抜・学校推薦型選抜の役割

- 第1章4.(1)で整理した通り、総合型選抜・学校推薦型選抜は、時間をかけた丁寧な評価が可能であり、総合的な英語力の評価とも親和性がある。これらの選抜区分においては、資格・検定試験のスコアが既に設置主体を問わず広く活用されており、一層推進することが適当である。また、これに加えて、スピーキングやライティングのテストを実施することも考えられる。既に一部の大学では総合型選抜においてCBT形式でスピーキングテストを実施している例があり、このような取組の普及も資格・検定試験の活用と併せて推進すべきである⁵⁸。

5. 総合的な英語力評価の推進策

- 総合的な英語力の評価は、前章で述べた記述式問題のような大学の設置主体の別による入学者選抜実施上の条件や課題の違いは大きくないため、国公私を通じ、地理的・経済的事情に配慮した受験環境が作られるよう、大学への促進策や資格・検定試験実施団体の取組が助長されるような推進策を充実することが重要である。

(1) 積極的な取組の促進策

- 文部科学省は、資格・検定試験の活用や独自の総合的な英語力試験の実施等について、積極的な取組を促進する方策を検討すべきである。具体的には第5章で述べる定期的な選抜区分ごとの実態調査等により、総合的な英語力評価の状況について把握し、改革の進捗状況や優れた事例を一覧可能な形で可視化することにより、各大学の取組を促すべきである。さらに、そうした客観的なデータを基に、入学後の教育を含めて他の大学の模範となる取組を行う大学をピアレビュー等による評価を踏まえて認定・公表するとともに、認証評価や高等教育の修学支援新制度の機関要件に係る教育活動の情報公表、大学ポートレート等の既存の様々な枠組みにおいても、大学入学者選抜の改善状況や優れた取組が適切に公表され、社会から評価されるようにする方策を講じることが有益と考えられる⁵⁹。

(2) 地理的・経済的事情への配慮

- 英語資格・検定試験の活用を大学入学共通テストの枠組みで実施しないことにより、地理的・経済的事情への配慮の問題は相当程度解消されるが、個別試験における資格・検定試験の活

⁵⁶ 東京外国語大学においてはブリティッシュ・カウンシルと共同開発した英語スピーキングテスト「BCT-S」を前期日程試験で利用。東京女子大学においても同テストを利用した選抜を実施。

⁵⁷ 「英語に係る技能別の出題の有無(国公私)」(参考資料3・88頁)

⁵⁸ 「佐賀大学におけるCBTの活用」(参考資料2-4・98頁)

⁵⁹ 「認証評価制度の概要」(参考資料2-4・113頁)、「大学ポートレートについて」(同・116頁)、「高等教育の修学支援新制度 大学等の要件(機関要件)」(参考資料2-5 大学入学者選抜関連基礎資料集 第5分冊(以下「参考資料2-5」という。))・29頁

用については、例えば、検定料の減免やアクセスしやすい会場の設定等を含め、文部科学省には、関係機関・団体と連携・協力し、必要な措置を講じることが求められる。

- 英語資格・検定試験を大学入学者選抜で活用する場合、受験機会における実質的公平性（原則②：受験機会・選抜方法における公平性・公正性の確保）を最大限確保できるよう、文部科学省、大学、高等学校、資格・検定試験実施団体をはじめ関係者が連携・協力し、地理的・経済的な事情への配慮措置を可能な限り講じることが必要である。例えば、資格・検定試験を大学入学者選抜に活用する場合、大学においては、地理的・経済的事情から当該試験を受検することの負担が大きい志願者等のために、資格・検定試験を利用しない選抜区分を設ける、当該大学の定める利用方法において資格・検定試験と個別学力検査のいずれか有利となる方を選択的に使えるようにする等の措置を講じることが望まれる。
- また、低所得層への受験料の減免や資格・検定試験を活用する選抜区分における低廉な受験料の設定などの各大学の取組を促進する方策を検討するとともに、関係者間の協議を行いつつ、資格・検定試験実施団体に対し、低所得層への検定料の減免、オンライン試験の導入の検討を要請したり、資格・検定試験実施団体、高等学校、教育委員会等に対し、資格・検定試験の高校会場の拡充への協力を求めたりすべきである。このことについては、第4章でも述べることとする。

(3) 文部科学省のイニシアティブによる試験団体及び高大関係者による恒常的な協議体の設置

- 以上のような配慮を充実させるためには、資格・検定試験実施団体をはじめ、多岐にわたる関係者が連携・協力する必要がある。このため、文部科学省のイニシアティブにより、資格・検定試験実施団体と高大関係者等による恒常的な協議体を設け、例えば、低所得層への検定料の減免、オンライン受検システムの整備や高校会場の拡充、障害のある受験者への合理的配慮の推進、成績提供の利便性の向上、問題集の出版などを含む試験実施団体内部での利益相反等に関する問題への対応のあり方、各試験の質や水準等に関する第三者評価のあり方や調査研究の実施といったテーマについて議論することが有益であると考えられる。

(成績提供のあり方)

- 「大学入試英語成績提供システム」については、本検討会議において、受験者・大学双方にとって利便性の点でメリットがあったとの意見もあった。しかしながら、4. で検討したように、志願者がそれまでに培ってきた英語力の成果を大学入学者選抜でも生かせるようにする観点から、受検時期や回数を一律に取り扱わず、スコアの有効期間の扱い等を各大学の判断によるものとする場合には、受験前年にIDを付与し高校3年時のスコアに限定して提供するという一元的なシステムの活用は困難と考えられる。
- また、利便性の面でも、本システム構想時には紙ベースでの成績提供をしていた試験があったが、本システムの導入等も一つの契機として、システムへの参加を予定していた全ての試験実施団体が成績のデジタル提供を導入しており、大学入試センターが成績を一元管理する必要性は薄くなっている。こうしたことから、文部科学省や大学入試センターによる成績提供の一元管理より、上述の通り、文部科学省のイニシアティブによる関係者間の協議体において、成績提供の利便性の一層の向上を含め、種々の課題について議論し、資格・検定試験実施団体の活動を助長していくことがより有効であると考えられる⁶⁰。

⁶⁰ 「英語民間資格・検定試験における大学へのデジタルでの成績提供開始時期」（参考資料2-2・38頁）

6. 高等学校・大学における総合的な英語教育の充実

(1) 高等学校における英語教育の充実

- 我が国の英語教育は、昭和 30 年代の高等学校学習指導要領以来、英語 4 技能の総合的な育成を目標に掲げてきたが、指導の実態は語彙や文法などの知識の習得に偏りがちで、互いの考えを伝え合うコミュニケーション力の育成に課題があるとの指摘がなされてきた。こうした状況を踏まえ、現行の高等学校学習指導要領は、授業は英語で行い、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと [やり取り]」、「話すこと [発表]」、「書くこと」の五つの領域を結び付けた「統合的な言語活動」を重視しており、学校現場の実態はコミュニケーション重視の授業に向かって徐々に改善されてきている⁶¹。
- 現在の大きな課題は、全体の取組状況に地域差や学校差が大きいことだと考えられる。文部科学省の英語教育実施状況調査によれば、教師の英語使用、生徒の言語活動、パフォーマンステストの実施、授業における ICT の活用等の取組が充実している都道府県・指定都市ほど、英語力の指標（中学校：CEFR A 1、高等学校：CEFR A 2）を満たしている生徒の割合が高い傾向が見られる⁶²。
- こうした状況を踏まえれば、可能な限り地域間・学校間の差を縮小する観点から、文部科学省と都道府県教育委員会等が連携し、ICT の活用を含む効果的な指導方法を普及するとともに、中央教育審議会における教員免許制度改革の議論の動向も踏まえつつ、ALT（外国語指導助手）や英語の堪能な外部人材の登用を一層促進することが必要である。また、これらの人材が不足している地域において「話す」力などを伸ばすためには、各地域・学校のニーズを踏まえた上で、例えば ICT を活用したりリモートでの指導を推進するなど施策の充実を図る必要がある。
- また、英語力を伸ばそうとする努力の成果を評価し、モチベーションを高めるとともに、英語教育に関する学校や教育委員会の PDCA サイクルを機能させるため、学校単位ではパフォーマンステストを実施するのみならず、資格・検定試験をも活用することで、どの学校のどの生徒も高等学校段階で総合的な英語力を把握・可視化できるように文部科学省、都道府県教育委員会等が促進策を講じるべきである。その際、学校単位でのパフォーマンステストについてはその実施回数や質のばらつきが指摘されており、文部科学省においてはその質を担保するための効果的な評価手法の開発の検討を含め、課題の解消のために効果的な方策を講じる必要がある。
- さらに、英語を活用する機会を拡充する観点から、教科「外国語」のみならず、教科等横断的に学習・探究したことを生かして、英語で発信したり交流したりする機会（例：プレゼンテーション、ディベート、短期留学、海外交流など）の拡充を図ることなどが期待される。

(2) 大学入学後の英語教育の充実

- 大学教育における総合的な英語力の育成・評価に関する具体的な方策は各大学の主体的判断により推進されるべきものであるが、1 年次後半と比較して 2～4 年次で英語運用能力が低下している可能性を示唆するデータや、「大学教育が外国語を使う力の育成に役に立っている」と考える大学生の割合が 30.6%にとどまっているとの調査結果がある。また、本検討会

⁶¹ 「高等学校外国語 学習指導要領改訂の変遷」（参考資料 2-3・33 頁）、「学習指導要領における「4 技能」の考え方」（同・39 頁）

⁶² 「生徒の英語力向上に向けた分析」（参考資料 2-3・55 頁）、「生徒の英語力が上昇した割合の高い教育委員会の取組例（聞き取り）」（同・56 頁）

議においても、TOEFL・IELTS といった大学での学修に必要な英語力を測るテストで我が国の平均スコアが低い現状は、大学での英語教育がうまく機能していないことを示している可能性があるとの指摘があった。初等中等教育を通じて培い、受験準備でも伸長を求めた英語力が、大学入学後の教育で必ずしも十分に伸ばせていない実態があるとすれば、その改善は喫緊の課題であると言える⁶³。

- 1. で述べたように、実態調査においては、各大学の個別選抜においても 89.0%の選抜区分において英語が必須科目又は選択科目で課されている一方で、英語の能力について、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）への記載が「学部全体の方針に記載有り」又は「学部内のすべての学科・コース等の方針に記載有り」が全学部の 25.0%、同様に教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）への記載が 35.2%、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）への記載が 37.3%となっているなど、必ずしも十分な位置付けがなされていない実態が明らかになった⁶⁴。
- このため、在学中のみならず卒業後の必要性（社会との接続）を加味した上で、総合的な英語力の向上を必要と判断する大学においては、これら三つのポリシーを一体的に見直し、具体的な目標を設定・公表して取組を充実させるとともに、教育課程外を含めた学生の主体的な学修を促すことが期待される。その際、学修成果・教育成果の把握・可視化を図ることも重要であり、そのためには、資格・検定試験を活用するか、又は大学独自で総合的な英語力を評価することが有益と考えられる。
- 各大学における総合的な英語力の育成・評価の取組を推進する観点から、文部科学省においては、英語による授業や海外留学など英語活用機会の拡充を含め、大学入学者選抜及び入学後の教育を有機的に連携させた積極的な取組の促進策を講じるとともに、好事例を普及させる必要がある。その際、国際的に活躍できる人材に必要とされる英語力と、同世代の 50%を超える進学率となっている中で全ての大学生に育成すべき英語力は異なるなどの指摘を踏まえ、大学生全体の英語力を効果的に底上げするプログラム、国際機関や外交、国際ビジネス等の最前線で活躍できる高度な人材を育成する質の高い英語教育、専門教育と英語教育との融合を図ったプログラムなど、それぞれの専門領域における人材育成のニーズに応じた多様な取組を推進することが重要である。
- 文部科学省においては、前章で述べた思考力・判断力・表現力等の育成のみならず、総合的な英語力の育成の観点からも、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）や教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に関するガイドライン⁶⁵を見直すとともに、認証評価において、これらの評価を充実させることも検討すべきである。また、各大学においては、IR機能を発揮し、大学入学者選抜における英語の出題内容、入学後の英語力の育成の効果、卒業後の進路等の関係について継続的に検証し、その結果を踏まえた不断の改善を行うことが期待される。また、そうしたプロセスを経て得られた知見や課題認識等を文部科学省における実態調査において把握し、政策立案に生かすことも期待される。

⁶³ 「大学生の英語運用能力に関する自己評価」（参考資料2-3・74頁）、「大学教育と「外国語を使う力」の育成」（同・75頁）、「英語民間資格・試験のスコアの国際比較」（同・9～11頁）

⁶⁴ 「一般入試での個別学力検査における各科目の出題状況」（参考資料2-3・63頁）、「3つの方針等における英語の能力に関する記載」（同・66頁）

⁶⁵ 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日 中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

- さらに、三つのポリシーに英語力を位置付ける大学が少ない原因の一つとして、卒業生の受皿である社会が必要とする英語力の水準が必ずしも十分に可視化されていないことが大きい、学部卒業時に必要な英語力の水準を明示すべきとの指摘もある。国は産業界や大学、国際化を必要とする各種の職業に係る団体等と協力して、初等中等教育の蓄積の上に立って大学在学中に身に付けておくべき英語力を各大学が検討するための材料として、例えば、業種別に就職時や異動・昇進時、海外赴任時に求められている英語力基準の実態やその将来的な期待値、企業での使用言語の状況やグローバル採用・異動の実態、総合的な英語力の不足に関する企業や官庁の課題認識、総合的な英語力を伸ばす過程で併せて伸ばさせることが望ましいと考えられる資質能力、大学院進学時や英語圏留学時に必要な英語力の基準などを総合的に調査し、産官学の関係者、初等中等教育の関係者をはじめ広く社会と共有すること等により、各大学の取組や学生の主体的学修を促していくことも有益であると考えられる。

第4章 地理的・経済的事業、障害のある受験者への合理的配慮等への対応

1. 現状と施策の基本的な方向性

- 「大学入学者選抜に求められる原則②」（受験機会・選抜方法における公平性・公正性の確保）を踏まえ、大学入学者選抜の結果を社会的に信頼されるものとするためには、受験機会や選抜方法における「形式的な公平性」を確保するとともに、地理的・経済的条件に配慮した受験機会の確保や、障害者差別解消法の規定に基づく障害のある受験者への合理的配慮の充実など「実質的な公平性」を追求することが重要である。これらの具体的内容を一律に定めることは難しいが、各大学においては積極的な取組が求められる。
- また、2040年の社会を見据えて高等教育政策全般について学修者本位の教育への転換に向けた包括的な提言を行った中央教育審議会答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」（平成30年11月26日）では、「誰一人として置き去りにしない」というSDGsの考え方を踏まえ、全ての人が必要な教育を受け、能力を最大限に発揮する社会の構築を念頭に置き、高等教育を多様な人材が集まり新たな価値が創造される場にするなどを提言している。キャンパスにおける多様性の確保は、困難な事情を抱えた者に配慮するというだけでなく、大学教育における議論や発想に多様性をもたらし、教育環境の質を高め、全ての学生にとって意義が大きいことである⁶⁶。これらのことは、若者・学習者のウェルビーイング(Well-being)や社会全体のウェルビーイングの実現を目指すものであると言え、大学入学者選抜の実施や関係施策の立案においてはこうした基本的な考え方を踏まえていく必要がある。
- 経済的困窮層の大学進学率向上は、既に「子供の貧困対策に関する大綱」（閣議決定）において重要な政策課題として位置付けられている。国はこれまでに、高等教育の修学支援新制度（授業料等の減免措置と給付型奨学金の拡充）、無利子奨学金の措置や所得連動返還型奨学金制度などに取り組んできており、大きな成果が上がってきている⁶⁷。「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」に基づく、中等教育及び高等教育における無償教育の漸進的導入は、高等学校教育政策・高等教育政策、その間をつなぐ大学入試政策が踏まえるべき規範の一つであると言え、高大接続改革における施策の立案に当たっては、経済的事業への配慮に常に留意し、こうした大きな方向と矛盾のないようにする必要がある⁶⁸。
- 進学率の地域格差については、各都道府県の過年度卒業者等を含む大学進学率は、平成17年度と比較すると全ての都道府県で上昇しているものの、都道府県間には最大で35.3ポイントの差がある（最上位73.9%、最下位38.6%）など依然として大きな違いがあることを踏まえ、高大接続改革における施策の立案に当たっては、大学進学率の地域間格差が拡大しないような配慮を行うべきである⁶⁹。
- 障害のある学生の高等教育機関在籍者数については、一貫して増加（平成18年は4,937人、令和元年は37,647人）しているところである。しかしながら、障害の定義や調査方法等の違いにより単純に比較はできないものの、我が国の大学の在籍者に占める障害のある学生の比

⁶⁶ 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）【概要】」（参考資料2-4・16頁）

⁶⁷ 「萩生田文部科学大臣の閣議後記者会見における冒頭発言（令和3年4月13日）」（参考資料2-5・33頁）

⁶⁸ 「子供の貧困対策に関する大綱」（参考資料2-5・21～23頁）、「大学・専門学校等への入学前・在学中又は保護者が採用可能な支援制度」（同・31頁）、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）（抄）」（同・24頁）

⁶⁹ 「都道府県別大学（学部）進学率の変化（過年度卒業者等を含む）」（参考資料2-5・60頁）

率は米・英と比べて低いとの指摘がある。大学入学共通テストでは様々な合理的配慮を積極的に講じているが、各大学の個別試験における対応についても、一層充実させていく必要がある⁷⁰。

- 進学率の男女格差については、全体として縮小傾向（平成22年は男性56.4%、女性45.2%（男女差11.2ポイント）、令和2年は男性57.7%、女性50.9%（男女差6.8ポイント））にあるものの、47都道府県のうち、44都道府県で男性の方が女性より高く、10ポイント以上の差が生じている県もある⁷¹。また、選抜性の高い大学や理工系・社会科学系の学部・学科において入学者に占める女性の割合が低い大学が多く見られるところであり、男女共同参画を進める観点からの取組が引き続き必要である⁷²。
- 公立学校に在籍する日本語指導が必要な生徒の大学等進学率は42.2%と、公立学校に在籍する高校生全体の71.1%と比べて低い状況（日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成30年度））にあり、強靱^{じん}な多文化共生社会を構築していく観点からも、その改善を図る必要がある⁷³。

2. 大学入学者選抜の受験機会における地理的・経済的条件等への配慮

（大学入学共通テストの高校会場の拡充可能性の継続的検討）

- 大学入学共通テストについては、高校会場の拡充の検討が必要との指摘がある。このことについては、試験の安定的で確実な実施や大学・高等学校関係者の負担への配慮等が必要である上、それに伴うコストや地域の実情を踏まえる必要があるため、まずは、都道府県ごとの大学・高等学校関係者の協議において、適切な現状把握を踏まえた検討を促し、その結果を踏まえつつ、第5章で述べる大学入学者選抜に関する常設の協議体（大学入学者選抜協議会）において、継続的な検討を行うことが適当である。

（大学入学者選抜のオンライン化の推進）

- 令和3年度大学入学者選抜においては、コロナ禍の中、面接試験等をオンラインで実施した学部が、総合型選抜で19.1%、学校推薦型選抜で18.4%あったが、今後も、自然災害等の事態への対応や地理的・経済的事情への配慮の観点から、面接試験のオンライン化は引き続き有効な手段であると考えられる。
- その際には、通信環境の不具合が生じ試験の継続ができない場合や入学志願者が通信環境を整えられない場合等への配慮が不可欠である。例えば、①通信環境の不具合が生じ、試験続行が困難になった場合、当日の時間を繰り下げ、又は予備日を設けて選抜を行う、②入学志願者が通信環境を整えることができない場合、大学でのオンライン受験も可能とする、③大学にサポートデスクなどの連絡窓口を設け、不測の事態に個別に対応できるようにする、④障害等のある入学志願者に必要な合理的配慮を行う等の措置を講じる必要がある。
- また、大学や高等学校によってはオンライン面接等の実施に十分な回線が確保されていない

⁷⁰ 「障害のある学生の在籍数①」（参考資料2-5・13頁）、「障害学生数の増加②」（同・17頁）

⁷¹ 「18歳人口と大学進学率等の推移（男女別）」（参考資料2-5・61頁）

⁷² 「入学志願者に占める女性の割合／入学者に占める女性の割合（国公私／学科系統分類）」（参考資料2-5・62～65頁）

⁷³ 「公立学校に在籍する外国人児童生徒数及び日本語指導が必要な児童生徒数の推移」（参考資料2-5・38頁）

場合が見られるとの指摘がある。大学や分野の特性によっては、対面での面接が欠かせないと判断される場合もあり得る。文部科学省においては、令和3年度大学入学者選抜の各大学における面接等のオンライン化の実施状況や課題認識についての実態把握⁷⁴を踏まえ、障害のある受験者への合理的配慮を含めて、今後とも具体的な留意事項等を各大学に示すことにより、適切なオンライン面接等を推進していくことが有益と考えられる。

- 他方、一般選抜における学力検査をオンラインで行うことについては、不正の防止方策等をはじめ、大学入学者選抜に求められる原則②（受験機会・選抜方法における公平性・公正性の確保）の観点から高いハードルがあるため、将来の技術進歩等にもらみながら、当面は大学入試センター等において先行事例の分析や研究を行うことが必要である。

（特別選抜等の実施）

- 今般の実態調査等の結果、地理的・経済的事情のある志願者等のための様々な優れた特別選抜等の取組事例（例：児童養護施設の入所者を対象として検定料・入学金・学納金を免除した選抜区分の設定、児童養護施設の長の推薦による選抜、地方出身者・離島出身者を対象とした公募型推薦入試、進学第一世代を対象とした奨学金、昼間のキャンパスでの勤務を前提とした夜間学部の総合型選抜、難民を対象とした選抜区分の設定 等）が明らかとなった。そのほか、例えば、外国にルーツを持つ生徒を対象とした特別選抜を行っている大学や、男性に偏りがちであった電気・機械工学の分野における女性研究者や技術者を育成することを目的として女子を対象とした学校推薦型選抜を行っている大学もある⁷⁵。
- こうした特別選抜は、大学入学者選抜における実質的な公平性の追求や多様性を生かすキャンパスの実現の観点から意義が大きいだが、その趣旨・方法について社会に対し合理的な説明ができること（原則②：受験機会・選抜方法における公平性・公正性の確保）、志願者の入学後の教育に必要な学力の確保に留意すること（原則①：当該大学での学修・卒業に必要な能力・適性等の判定）が必要である。
- 文部科学省においては、こうした特別選抜の取組の普及を図る観点から、大学・高等学校関係者との協議を経て、大学入学者選抜実施要項で留意事項を示したり、他の模範となる取組を促進する方策を講じたりするとともに、好事例を公表することが適当である。また、大学入学者選抜実施要項の基本方針において、年齢、国籍、家庭環境とともに障害の有無や居住地域、性別等に関して多様な背景を持った学生の受入れの配慮についての記載の充実を求める指摘があった。今後、大学・高等学校関係者の協議において検討いただきたい。

（英語資格・検定試験の活用に係る配慮）

- 前章で既に述べたように、英語資格・検定試験を大学入学者選抜で活用する場合、受験機会における実質的な公平性（原則②：受験機会・選抜方法における公平性・公正性の確保）を最大限確保できるよう、文部科学省、大学、高等学校、資格・検定試験実施団体をはじめ関係者が連携・協力し、地理的・経済的な事情への配慮措置を可能な限り講じることが必要である。例えば、資格・検定試験を大学入学者選抜に活用する場合、大学においては、地理的・経済的な事情から当該試験を受検することの負担が大きい志願者等のために、資格・検定試験

⁷⁴ 「オンラインによる入試を検討したが実施に至らなかった理由」（参考資料4・13、14頁）

⁷⁵ 「年齢、性別、国籍、家庭環境等に関して多様な背景を持った学生の受入れへの配慮①～④」（参考資料3・131～134頁）、「多様な背景を持った学生に対する特別選抜の実施例①～⑤」（参考資料2-5・40～44頁）、「外国にルーツを持つ生徒の大学入学選抜区分の例（令和3年度入試）」（同・48頁）、「女子枠が設置されている大学入学選抜区分の例（令和3年度入試）」（同・66頁）

を利用しない選抜区分を設ける、当該大学の定める活用方法において資格・検定試験と個別学力検査のいずれか有利となる方を選択的に使えるようにする等の措置を講じることが望まれる（第3章4.（3）参照）。

- また、低所得層への受験料の減免や資格・検定試験を活用する選抜区分における低廉な受験料の設定などの各大学の取組を促進する方策を検討するとともに、前章で述べた文部科学省のイニシアティブによる資格・検定試験実施団体と高等学校、大学関係者等による協議体等において関係者間の協議を行いつつ、資格・検定試験実施団体に対し、低所得層への検定料の減免やオンライン試験の導入の検討を要請したり、資格・検定試験実施団体、高等学校、教育委員会等に対し、資格・検定試験の高校会場の拡充への協力を求めたりすべきである。なお、このことについては、英語以外の各種の資格・検定試験についても、同様の配慮の検討を求めたい。

（受験から入学に至るプロセスへの支援等）

- 入学時の学生納付金の負担が困難な学生等に対しては、納付時期の猶予、分納、免除及び減額等の柔軟な配慮を積極的に講じ、具体的な納付時期や配慮措置を募集要項等に明確に記述するよう、文部科学省から引き続き各大学に求めるとともに、志願者の進路選択に生かす観点から、各大学の取組の実態を定期的に把握し、分かりやすい形で公表すべきである。また、入学時に一時的にかさむ費用の支出が困難な学生等に対しては、入学時特別増額貸与奨学金（日本学生支援機構）や生活福祉資金貸付制度（都道府県社会福祉協議会）等の活用について丁寧な周知が必要である⁷⁶。
- 大学受験時等に必要となる費用の支出が困難な高校生のため、平成17年度以降に各都道府県に移管された高校奨学金事業や自治体独自の貸付制度等について丁寧な周知が必要である。その際、進路指導担当教諭等がスクールソーシャルワーカー（SSW）等と連携して積極的な助言や情報提供を行うことも有益である。
- なお、従前から、高等学校教育では広く検定試験等が教育活動の一環として活用されてきたが、平成30年度からは、民間の試験等を活用して基礎学力の定着に向けたPDCAサイクルを構築することを促す「高校生のための学びの基礎診断」が国の制度として開始されたところであり、国はその活用や費用負担、公的補助の実態を調査し、施策の充実につなげる必要がある。また、各都道府県の高校奨学金事業や自治体独自の支援制度の貸与条件・貸与額等について実態を把握し、その結果を基に、優れた取組を紹介して他の自治体の積極的な取組を促すべきである⁷⁷。
- 日本語指導が必要な生徒やその保護者については、早期から進学意欲を高める取組が有効と考えられるが、進学に関する情報が効果的に伝わっていない可能性に留意する必要がある。このため、文部科学省は、母語別の高等学校・大学進学率や外国にルーツを持つ者を対象とした特別選抜等の実施状況について実態調査を行うとともに、自治体や関係各国の大使館等との連携を含め、課題の共有や進学率の向上に向けた取組を推進すべきである。

⁷⁶ 「大学・専門学校等への入学前に学生又は保護者が活用可能な支援制度」（参考資料2-5・31頁）

⁷⁷ 「入学志願者に占める女性の割合／入学者に占める女性の割合（国公私／学科系統分類）」（参考資料2-5・62～65頁）

3. 障害のある受験者への合理的配慮の充実

- 障害のある入学志願者に対しては、「障害者基本法」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨に十分留意し、その能力・意欲・適性、学習の成果等を適切に評価・判定するために必要な合理的配慮を行うことが重要である。この点について、例えば、事前の相談に教員、保護者、支援者等が加わることの可否が異なるなど、大学間での取扱いにばらつきがあるとの指摘がある。
- もとより、合理的配慮は、その実施に伴う負担が過重でないときに障害の特性や具体的場面・状況に応じて提供するものであり、一律の措置を求めることは難しいが、令和3年5月の障害者差別解消法の改正⁷⁸により、私立大学についても合理的配慮の提供が義務化されたことを踏まえ、取組の一層の充実を図る必要がある。
- 各大学においては、支援を担当する部署を設けて、学生から申出があるときには個別に丁寧に相談に応じ、大学入試センターにおける長年の蓄積や、各大学での先行事例も参考としつつ、何ができるかを真摯に検討することが必要である。このため、障害のある学生等への支援について好事例の収集・提供等を行っている日本学生支援機構において実態調査を行い、合理的配慮に関わる受験者等の負担の見直しや先行事例の普及を促進する観点から、各大学の取組状況を可視化するとともに、参考になる考え方や事例を示していくべきである。その際、個別試験における記述式問題や英語のスピーキング、ライティングなどの実施に当たっての合理的配慮の提供の実態把握や事例提供にも特に留意が必要である。
- また、英語資格・検定試験における合理的配慮の推進についても、前章で述べた文部科学省のイニシアティブによる資格・検定試験実施団体と大学・高等学校関係者等による協議会の場において、診断書等の取扱い、合理的配慮に対する申出の取扱いを含め、必要な措置を協議することが考えられる。
- 加えて、我が国の大学生に占める障害のある学生の比率が米・英と比較して低いとの指摘があることから、国は、障害のある学生の受入れに関する海外の先進事例との比較等を踏まえつつ、こうした状況が生じている課題の解決に向けた施策の充実に努めるべきである。

⁷⁸ 令和3年法律第56号

第5章 ウィズコロナ・ポストコロナ時代の大学入学者選抜

1. 令和6年度実施の大学入学者選抜に向けて

(1) 第1回大学入学共通テストの実施状況

- コロナ禍の中、県境を越えない会場で、大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度の評価を行うことができる大学入学共通テストが我が国の大学入学者選抜に果たすセーフティネットとしての役割が改めて認識され、その安全かつ確実な実施の重要性が多くの関係者から指摘された。
- 第1回大学入学共通テストでは、大学入試センター試験の良い蓄積は継承しつつ、暗記した知識を引き出すだけでなく、知識の理解の質や多様な情報を状況に応じて分析し判断する力を発揮して解くことが求められる問題や、日常的・社会的な事象と各教科で学習する理論を結び付ける学習の推進など高等学校における授業改善に向けたメッセージ性を意識した問題の作成が重視され、大学入試センター試験と比べて、様々な資料や実社会で用いるようなデータを読み解いたり、与えられた情報を基に考察したりする問題が一定程度出題されたと評価できる。
- 各科目の個別の問題については、大学入試センターに置く大学入学共通テスト問題評価・分析委員会を中心に、各科目の専門分野や教科教育の研究者、高等学校教員をはじめ各方面からの意見を聴きながら、更なる改善に向けて検討を行うべきである。本検討会議で出された以下に示すような意見も含め、関係各所から出された様々な意見についても、今後の改善の参考とすることが期待される。他方、50万人を超える受験者を対象にした一斉テストとして、出題できる問題に限りがあることから、各大学の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に照らして足りないと判断する部分については、個別試験で対応することも必要である。

<第1回大学入学共通テストに対する委員の主な意見>

- ✓ 円滑な実施に重きが置かれたが、センター試験から踏襲すべきことは踏襲しつつ新傾向の問題を取り入れ、大学入学共通テストの狙いはある程度実現できた。
- ✓ 読解量と少ない時間での情報処理能力を必要としているとの評価がある。高等学校側に求める思考力・判断力・表現力等が、正しくメッセージとして高等学校側に伝わったのか。問いたい思考力等について、教科ごとに分かりやすいメッセージがあると、より良い高校教育につながるのではないか。
- ✓ 国語については、複数の題材による出題、言語活動の過程を設定に取り入れた出題など、問題作成の方針に示された趣旨を生かそうとする意図が見える。また、読み取った内容を活用して、新たな考えを生み出す力を測ろうとする出題を目指していることも見て取れる。ただし、いわゆる「実用的な文章」の扱いを含めて、質の高い問題作成を続けていくことの難しさを同時に感じる。大問の数や試験時間を変えないまま新しい内容を加えると、従来問うていた内容が十分に問えるのかという疑問が残る。大問の数や試験時間の変更も選択肢の一つとして検討されるべきではないか。
- ✓ 英語については、日常生活で必要となる基本的な言語能力と認知的に高度な能力が要請される言語能力のバランスや、明示的指導法（語彙、文法、文章構造等を教師が説明し、練習を重ねて習得させる）と暗示的指導法（意味理解を通して無意識に語彙や文法を習得させる）等のバランスの観点から検証が期待される。
- ✓ 数学については、新しい問題作成の方針の下で、数学的知識の質を問う問題、数学における「思

- 考力、判断力」を評価するための出題について、一定程度目的が達成された。しかし、併せて数学の問題解決プロセスについて、どのような資質・能力が測定されたかの検証が必要である。
- ✓ 事前に詳細な受験案内が公表されていたことは評価できるが、情報の量や公開方法の更なる改善の必要性についても検証することが期待される。

(新型コロナウイルス感染症への対応)

- これまでの大学入試センター試験では、本試験の1週間後に全国2会場で追試験が行われていたが、令和3年度大学入学共通テストにおいては、新型コロナウイルス感染症への対応として、追試験を兼ねる第2日程が第1日程の2週間後に設定され、試験会場が全国47都道府県に設定された。また、第2日程は高等学校の臨時休業による学業の遅れにも対応できるように出願時から選択を可能にするとともに、第2日程を選択した受験者が病気などで受験できなくなった場合でも、受験機会を失わないよう特例追試験が設けられた。
- 結果として、第2日程で2,025名（うち、追試験許可者：1,428名、再試験対象者61名）、特例追試験で1名が受験した。当初から第2日程を選択した者は、令和2年度におけるその後の授業の再開による学習の遅れの回復等により結果的に少数にとどまったが、感染状況の見通しが不透明な中、これらの措置が、早い段階で、大学・高等学校関係者等の協議により明らかにされたことは受験機会の確保の観点から有効であったと考えられる。また、文部科学省、大学入試センターから感染対策のガイドライン等が示され、各大学や受験者の適切な対応により、感染対策を含めて、おおむね無事に実施されたと考えられる。令和4年度大学入学共通テストについても、こうした令和3年度大学入学者選抜の実施状況や新型コロナウイルス感染症の状況、大学・高等学校関係者等の意見を踏まえ、引き続き円滑に実施されることが期待される⁷⁹。

(2) 大学入学共通テストの科目構成等の見直し（新教育課程への対応等）

- 高等学校学習指導要領の改訂（平成30年告示）による「公共」、「情報Ⅰ」の新設等に伴う出題教科・科目の見直し等については、大学入試センターが、必履修教科・科目を尊重しつつ大学教育を受けるために必要な学力の測定に資するものとする事、継続的で安定的な実施の観点から科目の数や組合せ等について必要なスリム化を行うこと等を考慮して検討を行ったところであり、令和3年3月24日付けで、大学・高等学校関係団体等からの意見聴取の結果を踏まえた、大学入試センターとしての一定の結論（これまでの6教科30科目から7教科21科目への再編を行う案）が公表されている⁸⁰。
- 本検討会議においても、以下に示すように「大学入学共通テストのセーフティネットとしての役割を重視し、科目の簡素化を進めるべき」、「新たに必履修科目となる『情報Ⅰ』を出題すべき」等、大学入試センター案と軌を一にする意見が数多く出された。また、「国語」及び「数学」における記述式問題については、指摘された課題の解決は容易ではなく、導入は困難であると言わざるを得ないこと（第2章）、「英語」の試験形態については引き続き、マーク式問題及びICプレーヤーを使用して実施する方式とし、「読む」、「聞く」に関する能力を中心としつつ「話す」、「書く」を含めたコミュニケーション力を支える基盤となる知識等も

⁷⁹ 「令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」（参考資料2-4・59、60頁）、「令和3年度大学入学共通テスト新型コロナウイルス感染症予防対策」（同・61、62頁）、「共通テスト及び個別入試の実施に向けた感染予防対策の再度の徹底等について」（同・63頁）「大学入学者選抜の実施に向けた新型コロナウイルス感染症対策に関する関係団体等への協力要請について」（同・64頁）、「受験生の感染対策について」（同・65頁）

⁸⁰ 「新学習指導要領に対応した令和6年度に実施する大学入学共通テストの出題教科・科目について」（参考資料2-4・66頁）

評価するなど高等学校までの教育で培った総合的な英語力を可能な限り評価する方向で不断の改善が期待されること（第3章）を既に述べた。

＜大学入学共通テストの科目構成等に関する委員の主な意見＞

- ✓ コロナ禍の下で大学入学共通テストにはセーフティネットとしての役割があり、科目の簡素化、スリム化をどのように実現するかが課題。
- ✓ 原則として実施教科・科目数は削減すべき。ただし、学習指導要領に基づいて実施される高校教育の領域を可能な限り網羅すべきと考えるのであれば、新たな共通必修科目である「情報Ⅰ」を出題することも必要。
- ✓ CBTは導入コストや技術的課題が多い。「情報」への導入も含め、CBTが自己目的化しないように留意が必要。

- 上述の大学入試センターが公表した一定の結論において、大学入学共通テストはPBT（Paper-Based Testing）で行うこととされており、「情報」については、問題の発見・解決に向けて情報技術を活用する力を見る出題を工夫することが期待される。また、今後、「情報」の出題が決まった場合には、各大学の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づいた活用が推進されることが期待される。
- 文部科学省においては、大学入試センター案及び本検討会議提言を踏まえて、大学・高等学校関係者等との協議を行い、令和3年夏に予告を通知する必要がある。

（3）入学後の教育に必要な入試科目の設定の推進

- 「大学入学者選抜に求められる原則①」（当該大学での学修・卒業に必要な能力・適性等の判定）の観点からは、各大学への入学後の教育に必要な入試科目については、大学入学共通テストの活用や個別試験での出題により、適切に課すことが重要である。
- 選抜区分ごとの実態調査の結果、例えば、商学・経済学部個別試験において数学を必須とする選抜区分は7.2%、選択科目を含めて全く課さない選抜区分は22.4%であった。一方で、令和3年度大学入学者選抜においては、文理融合等の観点から、従来数学を課していなかったいわゆる文系学部において、大学入学共通テストで数学を課すなどの改革が行われた例もあった⁸¹。
- 各大学においては、大学入学者選抜と入学後の初年次教育等との役割分担の観点も踏まえつつ、入学者の追跡調査等により、選抜方法の妥当性について検証を行いつつ、出題科目や出題内容を不断に見直すことが重要である。また、文部科学省においても、定期的な選抜区分ごとの実態調査の実施・公表や、他の模範となる取組を促進する方策を講じることが重要である。

2. 秋季入学等の学事暦・修学年限の多様化・柔軟化に対応した大学入学者選抜のあり方

- 我が国の大学を多様な価値観を持つ多様な人材が集まり新たな価値が創出される場としていくためには、留学生、社会人などを含め、一層多様な学生を受け入れていく必要がある。

⁸¹ 「一般入試での個別学力検査における各科目の出題状況（社会科学／商学・経済学関係）」（参考資料3・72頁）、「2021年度入試における入試改革①」（参考資料2-4・94頁）

今回、コロナ禍を契機として、教育再生実行会議において、学びの複線化・多様化と併せて、学事暦・修業年限の多様化・柔軟化を推進する方向で検討が行われ、提言⁸²が出されたが、これに対応した大学入学者選抜のあり方の検討も必要である。

- 特に秋季入学については、これまでの先行事例が既にそうなっているように、4月入学者の一般選抜の延長線上で検討するのではなく、多様な価値観が集まり新たな価値を創造するキャンパスを実現する観点から、総合型選抜・学校推薦型選抜や社会人選抜、外国人留学生選抜など、学力検査を中心とする通常の一般選抜とは異なる多様な選抜基準・方法を中心に推進することが適当であると考えられる⁸³。
- したがって、秋季入学に対応して大学入学共通テストの実施時期を変更したり、回数を増やしたりすることは適当でないと考えられる。また、これまでの秋季入学に係る選抜の先行事例においては、SAT（米国の大学進学適性試験）など海外の資格試験的な共通テストのスコアが活用されていること等を踏まえ、仮に大学入学共通テストの結果を活用する場合であっても、一定の点数を取得していることのみを求め、それ以上は、大学入学共通テストの結果以外の多様な資料を活用した選抜を行うような、資格試験的な活用が望ましいものと考えられる。こうした観点を踏まえつつ、秋季入学に対応した大学入学者選抜の具体的なあり方、想定される課題に関する留意点、定員のあり方、他の模範となる取組への促進策等について、今後、更に専門的に検討した上で、選抜実施要項上の取扱いを明確にすべきである。

3. 総合型選抜・学校推薦型選抜の推進

(1) 求める人材の特性に応じた総合型選抜・学校推薦型選抜の推進

- 第1章で述べたように、一般選抜と比較して、総合型選抜・学校推薦型選抜は、評価に一定の時間を要する選抜方法（面接、口頭試問、小論文試験等）も実施しやすいなど、より丁寧で多面的・総合的な選抜に向いているだけでなく、志願者と大学とのより良いマッチングにもつながり得るものである。また、選抜時期の分散や面接等のオンライン化も可能であり、同一日に一斉に実施される一般選抜と比べ、感染症や大規模自然災害への耐性が高いなど、ウィズコロナ・ポストコロナ時代における意義は大きい。
- 今回実施した実態調査の結果によれば、一般入試とAO入試、推薦入試の入学者数に占める割合は学科系統によって差があり、例えばAO入試、推薦入試が入学者数に占める割合は、医学（24.2%）、理学（28.0%）、歯学（29.1%）等が低い一方、家政（63.0%）、芸術（60.7%）等は高い⁸⁴。また、募集人員全体に占めるAO・推薦入試の割合について、大学数で見ると、国立大学では15%～20%及び20%～25%の大学（各18大学）、公立大学では35%～40%の大学（22大学）、私立大学では45%～50%（87大学）の大学が最も多く、設置主体間で差がみられる。なお、国立大学協会においては、国立大学全体としてAO入試（「総合型選抜」）、推薦入試（「学校推薦型選抜」）の占める割合を入学定員の30%とすることを目標に掲げている⁸⁵。
- 上述の総合型選抜・学校推薦型選抜のメリットを踏まえれば、実施率の低い分野や学部の選択と卒業後の職業選択との関係が強いなど人材育成上の必要性のある分野等において、強い

⁸² 「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について（第十二次提言）」（令和3年6月3日教育再生実行会議）（参考資料2-1・25～27頁）

⁸³ 「4月以外の入学を認めている大学・学部の場合①～③」（参考資料2-4・104～106頁）

⁸⁴ 「学科系統分類別の入試方法（入学者数別）」（参考資料3・31、32頁）

⁸⁵ 「募集人員に占めるAO・推薦入試の割合」（参考資料2-4・87頁）

目的意識や高い志を持った者等の選抜を一層重視する観点から、総合型選抜・学校推薦型選抜の果たすべき役割は大きい。各大学においては、学問分野の特性を踏まえつつ、選抜基準の明確化や（２）で述べる適切な学力把握措置を採った上で、総合型選抜・学校推薦型選抜を推進することが期待される。

- その際、総合型選抜や学校推薦型選抜は、その実施に時間と労力が掛かることから、実施体制の充実が必要である。我が国においては、諸外国と比較して、大学入学者選抜が教員主導で実施される度合いが強いことが指摘されている。今後は、専門人材の育成を推進し、アドミッションオフィスの役割・機能を強化していくことが課題であり、その際には、大学入試センターがアドミッションオフィサーの育成支援に関する調査研究を実施したり、近年設立されてきているアドミッションオフィサーの専門職団体や大学が提供するアドミッションオフィサーの育成プログラムとの連携を図ったりすることも有益であると考えられる⁸⁶。
- また、我が国においては、伝統的に学部主体で大学入学者選抜が行われていることがアドミッションオフィス機能が弱い原因であるとの指摘がある。近年、全学入試などが徐々に増えてきているところであり、各大学においては、「大学入学者選抜に求められる原則①」（当該大学での学修・卒業に必要な能力・適性等の判定）を踏まえつつ、アドミッションオフィスの機能強化などを検討すべきである。

（２）総合型選抜・学校推薦型選抜における学力の適切な把握

- 総合型選抜は入学志願者本人の記載する資料を積極的に活用する選抜形態であり、学校推薦型選抜は出身高等学校長の推薦に基づき、調査書を主な資料とする選抜形態であるが、一部に学力不問となっているとの指摘があったことから、大学入学者選抜実施要項においては、大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力等も適切に評価することを求めてきている（いわゆる学力把握措置の実施）。
- 今般実施した実態調査によれば、これらの選抜区分において、調査書における各科目の評定平均に加え、大学入試センター試験の成績、レポートや小論文、面接、討論、口頭試問、プレゼンテーション、生徒の探究的な学習の成果等に関する資料、模擬講義、事前課題、各種の資格・検定試験の結果など多様な資料が活用されている⁸⁷。
- 「大学入学者選抜に求められる原則①」（当該大学での学修・卒業に必要な能力・適性等の判定）を踏まえれば、総合型選抜・学校推薦型選抜の推進に当たっては、引き続き、学力の適切な把握を伴った形で行うことが必要である。

4. 大学入学者選抜におけるデジタル化の推進

コロナ禍を契機として、デジタル社会の形成が急がれる中、大学入学者選抜についても、技術の進展の状況に常に留意しながら、デジタル化を積極的に進めていくことが必要である。現在、政府において、デジタル時代のインフラ整備のための取組が進められており、教育分野のデジタル化のためにも、社会全体の基盤整備が加速されることが期待される。

⁸⁶ 「一般社団法人 大学アドミッション専門職協会」（参考資料2-4・26頁）、「令和3年度 阪大アドミッション・オフィサー育成プログラム【履修証明プログラム】」（同・27頁）

⁸⁷ 「AO入試における学力把握措置」（参考資料3・90頁）、「推薦入試における学力把握措置」（同・91頁）

(1) 電子出願の推進

- 実態調査によると、各大学の個別入試において電子出願の導入が進んできている⁸⁸。今後、大学入学共通テストの出願の電子化については、各大学の個別入試と比べて出願者数が格段に多いことに伴って求められるシステムの安定性や高度なセキュリティの確保、デジタル環境を有しない志願者への配慮、現役生の出願における高等学校の関与の必要性の有無等に留意しつつ、大学・高等学校関係者とも協議しながら、できる限り早期の導入に向けて積極的に進めることが必要である。
- また、現在、志願者のうち希望する者に対して全大学の合否決定以後に通知している大学入学共通テストの成績について、大学入学共通テストの実施後速やかに電子的に通知する仕組みを導入することが考えられるが、通知する時期を個別入試の出願前にする場合には全体の入試日程の見直しが必要となる可能性があるほか、受験者からの成績確認の問合せへの対応、システムに求められる安定性、セキュリティ、コスト等を踏まえた上で、その実現の可否について併せて検討することが考えられる。
- また、調査書の電子化については、高等学校における統合型校務支援システムなどの活用、大学の個別入試における電子出願の導入を促進しつつ、その進捗状況と連動した形で、速やかな完全電子化を目指すことが適当である。なお、現在、公立高等学校における統合型校務支援システムの導入状況は78.8%（令和2年3月現在）であり、大学入学者選抜における電子出願が可能な選抜区分は、一般入試で90.5%、AO入試で56.8%、推薦入試で58.9%（令和2年度大学入学者選抜）となっている⁸⁹。

(2) オンライン面接等の推進

- 令和3年度大学入学者選抜においては、コロナ禍の中、面接試験等をオンラインで実施する学部が、総合型選抜で19.1%、学校推薦型選抜で18.4%あったが、コロナ禍が収束した後も、自然災害等の事態への対応や地理的・経済的事情への配慮の観点から、面接試験等のオンライン化は引き続き有効な手段であると考えられる。
- この度行った実態調査の結果、オンライン面接等については、感染症対策のみならず、能力・適性の把握や教員の負担軽減の観点から一定の成果が報告されるとともに、導入の過渡期であることや回線速度等の技術的課題等から生じる様々な課題が指摘された⁹⁰。第4章で述べたように、大学や分野の特性によっては、対面での面接が欠かせないと判断される場合もあり得る。文部科学省においては、令和3年度の大学入学者選抜における面接等のオンライン化の実施状況や課題認識についての実態を踏まえ、障害のある受験者への合理的配慮を含めて、引き続き具体的な留意事項等を各大学に示すことによって、事前の計画や準備が十分行われるようにするなど、適切なオンライン面接等を推進していくべきである。

(3) CBT化の推進

- CBTは、これまでの累次の提言でその導入に向けた検討が求められており、マルチメディアを利用した多様な方法での出題、採点や試験実施の効率化、成績提供の迅速化、試験の複数回実施など、様々な可能性を有するものであり、一部の大学の個別試験では導入事例が見

⁸⁸ 「電子出願の可否（国公立別）」（参考資料3・49頁）

⁸⁹ 「電子出願の可否（国公立別）」（参考資料3・49頁）

⁹⁰ 「オンラインによる入試を実施して課題と感じた点①②」（参考資料4・10、11頁）

られるようになっている。

- 一方、大学入学共通テストへの導入については、様々な試験や調査の中でも格段に高い実施水準が求められることに留意する必要がある。具体的には、①全国的に均質で質の高い受験環境の確保、②トラブルが生じた場合の対応体制の構築、③新しい試験のあり方に対する受験者を含めた社会全体の理解（あらかじめ問題を蓄積して活用し、テスト間のスコアの標準化を行って複数回受験を可能とする試験の場合には、複数の試験問題セット、複数の試験日、試験問題の非公開など我が国の試験文化の変容が必要となる）などの課題の解決が必要である。
- このため、大学入試センターにおいては、海外における大規模テストへのCBTの導入状況など、国内外の取組事例の研究やコスト負担のあり方も踏まえ、知見を有する大学等の協力を得ながら課題解消方策の検討を含む調査研究に引き続き取り組む必要がある。その際、導入自体が自己目的化しないよう、どのような方法が適切かつ実現可能かについて、大学・高等学校関係者の意見を踏まえながら慎重かつ具体的に検討する必要がある⁹¹。
- 同時に、既にCBTを導入している大学が一部にあり、こうした事例を収集し、情報提供を行って、各大学の個別試験や総合型選抜・学校推薦型選抜における望ましい先行事例を拡大することも重要である⁹²。

5. 大学入学者選抜の改善に係る実施・検討体制

(1) 各大学の入試情報の公表

- 第1章で整理した「大学入学者選抜に求められる原則②」（受験機会・選抜方法における公平性・公正性の確保）に基づけば、同一選抜区分における公平な条件での実施など「形式的公平性の確保」ととともに、地域的・経済的事情への配慮等の「実質的公平性の追求」が必要である。
- このため文部科学省は、合否判定の方法や基準、試験問題、解答・解答例や出題の意図（あらかじめ問題を蓄積して活用し、複数回実施を可能とするため試験問題を非公開とする場合を除く。）、受験者数・合格者数・入学者数や、学部ごとの男女別入学者数などの属性別の内訳、障害のある学生への合理的な配慮の提供状況、多様な背景を持つ学生の受入れの状況や関連の支援制度をはじめ、志願者の大学選択に関わる様々な情報の適切な公表を各大学に求め、一定のものは省令上の情報公表の対象とすべきである。

(2) 文部科学省による選抜区分ごとの大学入学者選抜実態調査の定期的実施・公表・分析

- 本検討会議は、選抜区分ごとの詳細な実態調査を行い、データに基づく丁寧な議論を行ってきたが、第1章で整理したように、今後もデータやエビデンスを重視した意思決定を行うことが重要であり、そのためには普段より実態を調査しておくことが必要である。このため、今般実施したような文部科学省による大学入学者選抜の実態調査については、大学の負担にも留意しつつ、大学入試政策立案の基礎的な資料として、専門家の助言に基づき、定量的な

⁹¹ 「大学入試センター『大規模入学者選抜におけるCBT活用の可能性について（報告）』【概要】①～⑤」（参考資料2-4・72～78頁）

⁹² 「佐賀大学におけるCBTの活用」（参考資料2-4・98頁）

把握の充実を含めて調査票の改善を図りつつ、大規模な調査を定期的に行うとともに、特に必要な調査は毎年度実施することが適当である。

(3) 大学入学者選抜等の改善に係る好事例の公表及びインセンティブの付与

- これまで述べてきた記述式問題の出題や総合的な英語力の育成・評価、多様な背景を持つ学生の受入れ、入学後の教育との連動や文理融合等の観点からの出題科目の見直し、入学時期や修学年限の多様化への対応など、大学入学者選抜と大学教育の一体的な改革については、他大学の模範となる先導的な取組を推進することが重要であり、ペナルティを課すという方法ではなく、積極的な取組を促進・評価する観点から、推進策を講じる必要がある。
- このため、既に述べたように、上記(2)で把握した客観的なデータを踏まえたピアレビュー等に基づき好事例を認定し公表するとともに、認証評価や高等教育の修学支援新制度の機関要件に係る教育活動の情報公表、大学ポートレート等の既存の様々な枠組みにおいても、大学入学者選抜の改善状況や優れた取組が適切に公表され、社会から評価される方策を講じることが有益と考えられる。
- さらに、上記の好事例の認定も適切に活用しつつ、インセンティブの付与を検討すべきである。例えば、国立大学については、第4期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方についての検討状況も踏まえ、優れた取組も促進・評価することができるよう検討すべきである。私立大学については、私学助成のうち、特色ある取組や大学改革を推進する支援スキームを活用し、評価項目の見直し等により、他の模範となる優れた取組を促進することを検討すべきである。また、公立大学については、好事例の認定結果を設置者や設立団体に対し、法人(大学)評価や資源配分の参考に活用することができる旨通知することを検討すべきである。

(4) 大学入試センターの事業・経営の改善

- 大学入試センターが大学と共同して実施する試験は、これまで約40年余にわたって果たしてきた役割を考えてみても、極めて重要である。しかしながら、大学入試センターの自己収入は約9割が検定料収入であり、18歳人口の減少に伴い、その収入も減少していくことが見込まれている。一方、今回のコロナ禍での入学者選抜においても、大学入学共通テストが果たすセーフティネットとしての役割の重要性が改めて認識されたところであり、これまで同様高い質を保って安定的な運営を図っていくため、国、大学入試センター、関係者間で議論しつつ、大学入試センターの業務運営の見直し、必要な財源確保のための方策を講じることが必要である⁹³。
- また、大学入学者選抜の改革を適切に進めていくためには、政策立案に資する専門的な知見を生かすことが重要である。このため、大学入試センターにおいては、外部研究者とも連携・協働しつつ、第2章で述べた各大学の個別試験における記述式問題の出題の推進策への参画・協力、第3章や本章で述べた大学入学共通テストの出題の不断の改善をはじめとして、大学入学者選抜の改善に資する研究開発を充実することが求められる。また、大学入学者選抜に関わる研究や関連データ等について知見を収集することも有益であると考えられる。

⁹³ 「大学入試センターの予算(令和3年度・補助金を除く)」(参考資料2-4・47頁)

(5) 大学入学者選抜についての高等学校・大学等関係者間の恒常的な協議体の設置

- 大学入学者選抜の日程や留意事項等については、従来、毎年度、高等教育局長によって招集される「大学入学者選抜の改善に関する協議」の合意を踏まえて、大学入学者選抜実施要項の通知を行ってきたが、本検討会議において、緊急事態における機動的な協議を可能とする観点からの会議体の常設化、協議のプロセスの透明性の確保、構成メンバーの代表性の明確化等が必要である等の意見があったことを受け、令和3年5月14日に、新たに大学入学者選抜協議会（文部科学事務次官決定）が設置された⁹⁴。
- 新たな協議体においては、次年度選抜の日程や方法等の協議を行うことに加え、持続可能な望ましい大学入学者選抜についての課題への対応を含めた検討を行うことが求められる。その際には、我が国の入試文化の変容を含め、中長期的な視野に立って望ましいあり方を継続的に検討することが必要である。
- 本検討会議で指摘のあった事項のうち、①将来的な入試日程のあり方（自然災害や感染症等に耐え得る大学入学者選抜のあり方や、雪害や感染症拡大期である1月実施を回避する観点から、高等学校教育に与える影響を勘案しつつ、大学入学共通テストを例えば12月に前倒しすることの適否など）、②高校会場の拡充可能性（試験の確実な実施や実施に伴う負担、高等学校教員や退職教員の協力の可否、公平性・公正性等の観点を勘案し、県ごとの大学・高等学校関係者の協議を踏まえ検討）、③「高校生のための学びの基礎診断」の検証を踏まえつつ、いわゆる基礎学力テストの可能性（CBTの研究開発の可能性を含む。）等については、検討すべき課題が多く、令和6年度実施の大学入学者選抜（令和7年度大学入学者選抜）までと時間を限った中で結論付けるのは適当でないことから、新たに設けた常設の協議体等の中で、継続的な検討を行うこととすべきである。
- また、本検討会議では、大学入学者選抜の改善に当たって、厳格な定員管理のあり方の見直しが必要ではないかとの指摘が出されたが、これについては、中央教育審議会大学分科会における質保証システム改革の審議において検討されることを期待したい。

⁹⁴ 「大学入学者選抜協議会の設置について（文部科学事務次官決定）①②」（参考資料2-1・14、15頁）